

すべての子どもが
輝くまち那須
つなげよう未来へ

那須町 第1期
子ども・子育て支援事業計画

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



平成27年3月

那須町

はじめに

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。

このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成 11 年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）に基づき、少子化対策や就労などの支援対策を実施しています。

しかし、依然、子どもの育ちや子育てをめぐる状況には厳しいものがあります。

本町においても、子どもの数は年々減少を続けている現状にあり、また核家族化の進行・共働き家庭の増加に伴い、子育てと仕事の両立の中で子育てへの負担感が増大していることも懸念されます。

こうした中で、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域等のあらゆる分野で、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、それぞれが協働し、本町をあげて子どもたちが健やかに成長するための支援を行っていくことが必要とされています。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の那須町にとってもかけがえのない大切なものです。

こうした現況を踏まえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として「那須町第1期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画の策定にあたっては、「那須町子ども・子育て会議」の委員の皆さまにご尽力をいただき、また、お子さまをお持ちの保護者の皆さまには、ニーズ調査にご協力いただきました。心より感謝とお礼を申し上げます。

那須町の貴重な宝である、すべての子どもたちが、健やかに成長し続けるためにも、平成27年4月からスタートする「那須町子ども・子育て支援事業」を地域一体となりながら取り組んでいきたいと考えています。

すべての町民の皆さまのご支援とご協力を心からお願いいたします。

平成 27 年 3 月

那須町長 高久 勝



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間.....	3
4 計画の策定体制	3
第2章 基本的な考え方	5
1 目的	5
2 基本理念.....	5
3 子どもの育ちに関する理念.....	6
第3章 子ども・子育てを取り巻く環境	9
1 人口・世帯・人口動態等	9
2 教育・保育施設の状況	15
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	17
4 ニーズ調査の結果概要	19
5 那須町の子ども・子育て支援の課題	27
第4章 教育・保育提供区域の設定	29
1 教育・保育提供区域の考え方.....	29
2 教育・保育提供区域の設定.....	30
第5章 教育・保育施設の充実	33
1 教育・保育の提供.....	33
2 量の見込みと確保の内容	34
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）	36
4 教育・保育施設の質の向上.....	37
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	38
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	39
1 地域子ども・子育て支援事業の推進	39
2 地域子ども・子育て支援事業の拡充	45
第7章 次世代育成支援対策の状況	47
1 施策の点検と今後の方針	47
2 施策の取り組み状況.....	47

第8章 次世代育成支援対策の推進	59
1 次世代育成支援対策の基本理念.....	59
2 次世代育成支援対策の推進.....	60
3 「放課後子ども総合プラン」の推進.....	71
4 一般事業主行動計画特例認定制度.....	71
第9章 計画の推進体制	73
1 地域及び関係機関等との連携.....	73
2 責務と役割.....	74
3 計画の達成状況の点検・評価.....	75

資料編

- ① 那須町子ども・子育て会議委員名簿
- ② 計画策定の経緯
- ③ 那須町子ども・子育て会議委員のご意見

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てをしている人々がいます。

また、親自身は、周囲の様々な影響を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、「親育ち」を支援していくことも必要とされています。

こうした状況を見据えながら、自治体に求められているのは、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域等と一体になりながら、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解をさらに深め、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことです。

そのためにも、それぞれが協働し、それぞれの役割を果たすとともに、取り組みを通じて、すべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会をつくる必要があります。

こうした趣旨のもとに、「那須町第1期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



2 計画の位置づけ

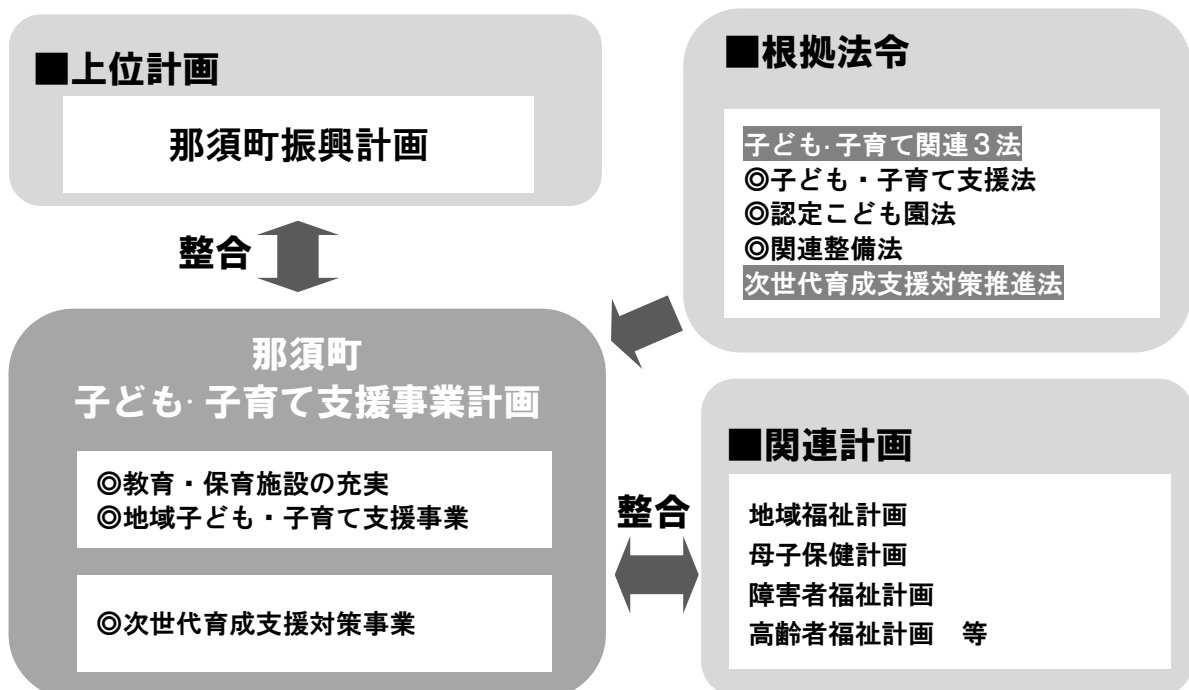
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定と次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、那須町の子どもと子育て家庭を対象として、那須町が今後進めていく施策の方向性や目標などを定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て、親育ちを支援していくために、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」、「次世代育成支援対策の推進」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、従来の保育サービスや各種の子育て支援事業の推進に大きな役割と機能を果たしてきた次世代育成支援対策推進法に基づく計画である「次世代育成支援行動計画」における取り組み、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえながら、より手厚い子ども・子育て支援を推進し、様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

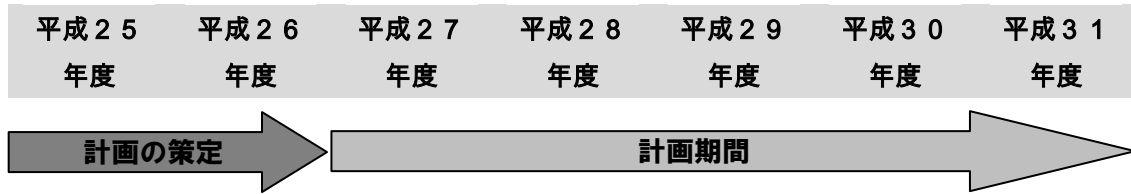
■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く (放課後等)		青年期 (一部対象)	
次世代育成支援対策推進法								
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								



3 計画期間

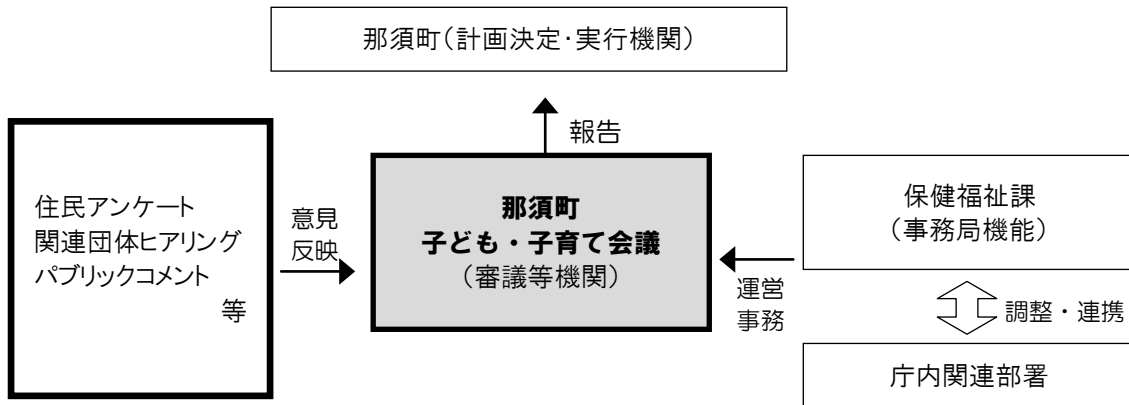
本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間に計画期間とします。



4 計画の策定体制

①子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「那須町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項等についての協議を行いました。



②就学前児童アンケートの実施

次の 2 点を把握するため、就学前児童を対象に下記のとおりアンケートを実施しました。

- ア 就学前児童保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	651 票	539 票	82.8%
対象者の抽出方法	町内に通園する幼稚園児及び保育園児を持つ保護者全員			
調査期間	平成 25 年 11 月から 1 か月間			
調査方法	町内幼稚園及び保育園を通して配布、回収			

第2章 基本的な考え方

1 目的

那須町の子ども・子育て支援事業は、那須町で生活を営むすべての子どもが健やかに成長することができる環境を創造することを目的に実施します。

また、急速な少子化の進行や家庭・地域等を取り巻く環境の変化を踏まえながら、子ども・子育て支援法や児童福祉等の子どもに関する法律に基づく事業をはじめ、子ども・子育て支援給付、子どもや子どもを養育している保護者等への支援も行っていきます。

2 基本理念

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すため、那須町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

すべての子どもが輝くまち那須 つなげよう未来へ

○保護者が子どもをしっかりと育てるという基本的な認識のもとに、家庭、学校、地域、職域等、子どもを取り巻くすべての人たちが、それぞれの立場を認識しながら、協働して、子ども・子育て支援を行っていきます。

○子ども・子育て支援給付をはじめとする支援内容や水準は、すべての子どもが、健やかに成長するよう支援するためにも、良質で適切なものとします。

○子ども・子育て支援給付や他の事業は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に行います。

3 子どもの育ちに関する理念

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、乳児期、3歳未満の幼児期、3歳以上の幼児期、学童期のそれぞれの段階を経て、成長を遂げていく子どもの育ちをしっかりと支えていくために、以下の子どもの育ちに関する理念を見据えて、子ども・子育て支援を推進します。

<子どもの育ちに関する理念について・国基本指針より抜粋>

(1) 乳児期

乳児期は、一般に身近にいる特定の大人(実親のほか、里親などの実親以外の養育者を含む。)との愛着を育むことにより、情緒的に安定していくとともに、身体的にも、著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

また、子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人がいち早く、かつ積極的に関わることにより、子どもの中に、人に対する基本的な信頼感が芽生え、情緒の安定が図られていきます。

こうした情緒の安定を基盤として、心身の発達が促される等、人として生きていく土台がこの時期に作られます。

(2) 幼児期 満3歳未満

おおむね満3歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自我が育ち、強く自己主張することも多くなりますが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持つようになります。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直していきます。

また、安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したり、やりたいことを繰り返し行ったりする等、自発的に活動するようになります。こうした自発的な行動が主体的に生きていく基盤となります。

さらに、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていきます。

(3) 幼児期 満3歳以上

おおむね満3歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期です。

また、ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くこと等により、自己を取り巻く社会への感覚を養う等、人間関係の面でも日々急速に成長していきます。

このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなります。

(4) 学童期

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。

この時期は、自立意識や他者への理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しいものがあります。

そのためにも、学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。



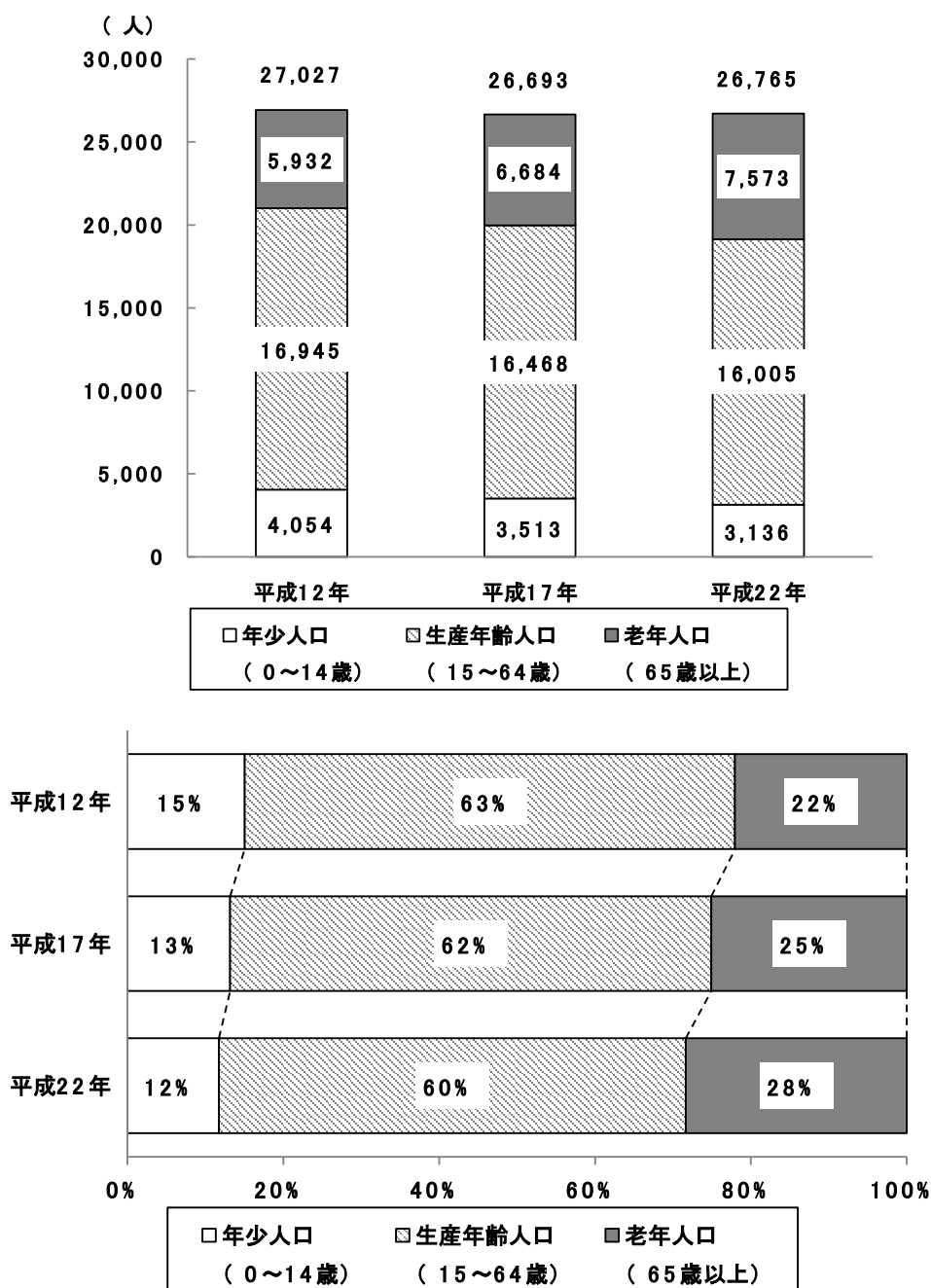
第3章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移（資料：国勢調査から）

○人口は、平成12年から平成17年で約300人減少していますが、平成22年はやや増加しています。

○少子高齢化が進行し、年少人口が平成12年から平成22年までの10年間で約900人減少し、全体に占める割合も3%減少しています。

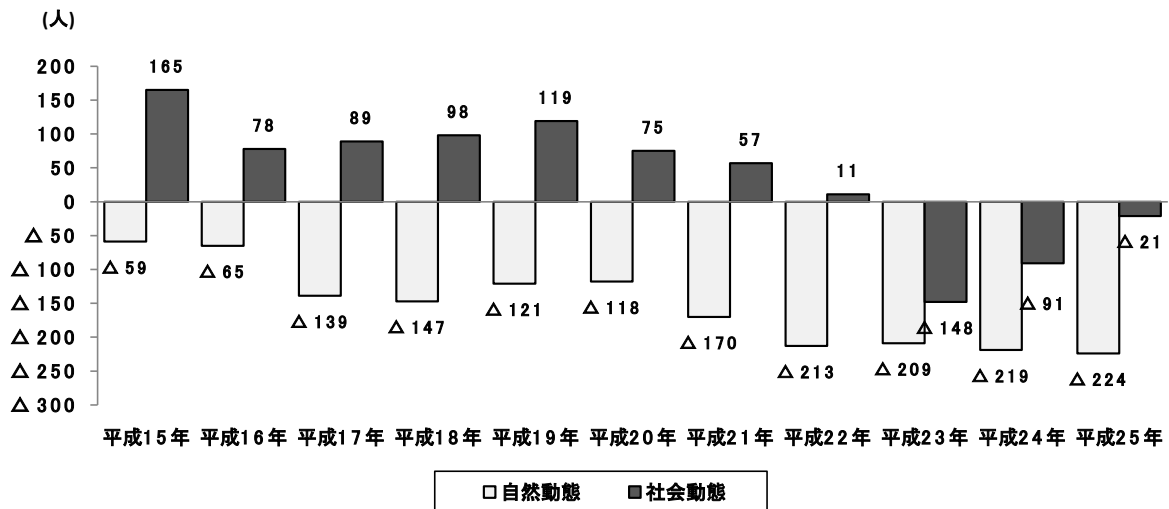


(2) 自然動態・社会動態（資料：那須町統計書から）

○社会動態（転入-転出）は、ここ3年間はマイナスで推移しており、人口減少の主な要因となっています。

○自然動態（出生-死亡）は、平成16年以降、マイナスの年が続いており人口減少を加速させています。

■自然動態・社会動態の推移

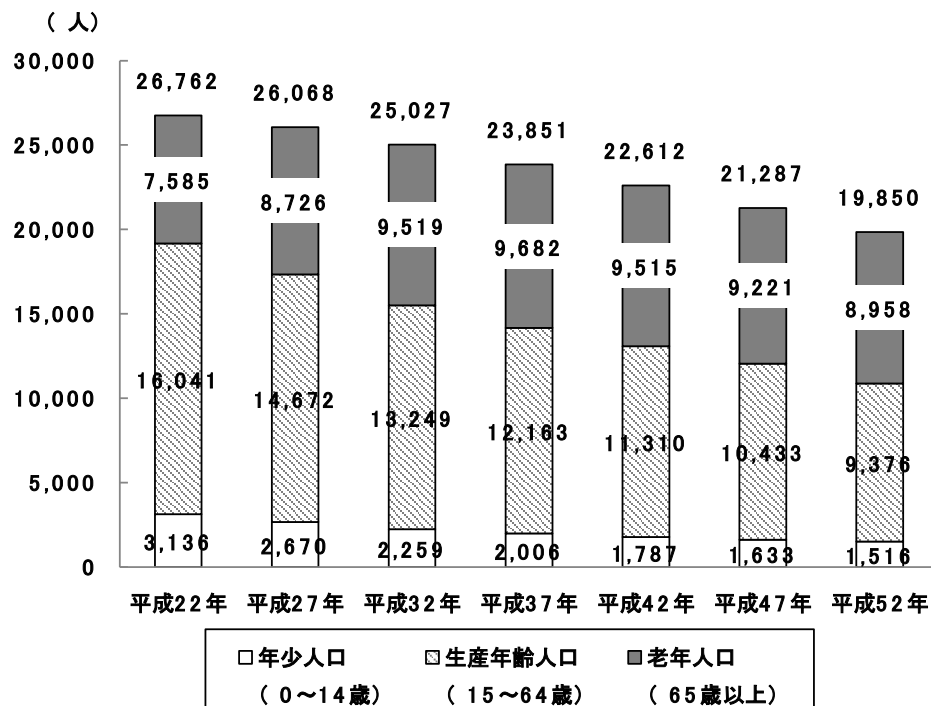


(3) 将来の人口推計（資料：国立社会保障・人口問題研究所統計から）

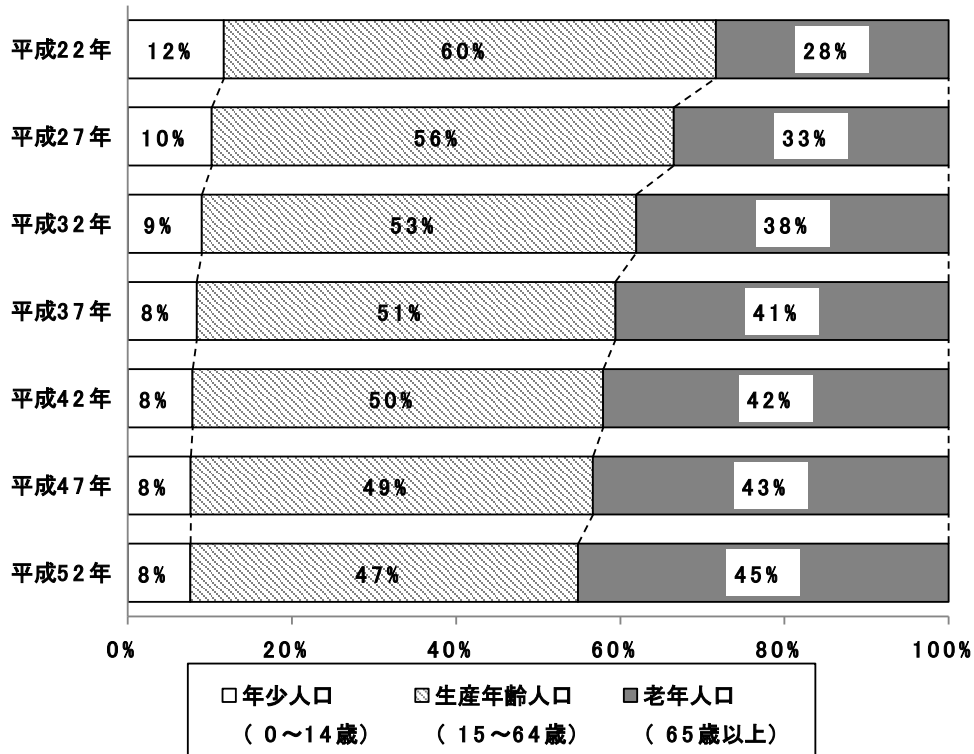
○平成52年には、2万人を下回ると推計されています。

○年少人口も30年間で約1,600人減少すると見込まれています。

■年齢3区分別人口の将来推計



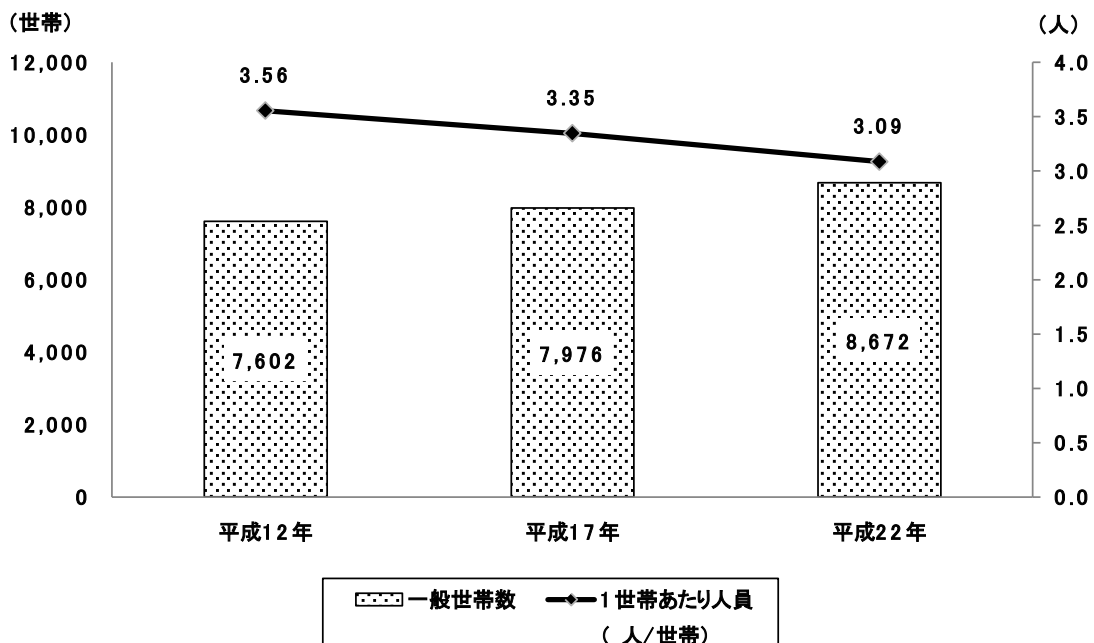
■年齢3区分別人口割合の将来推計



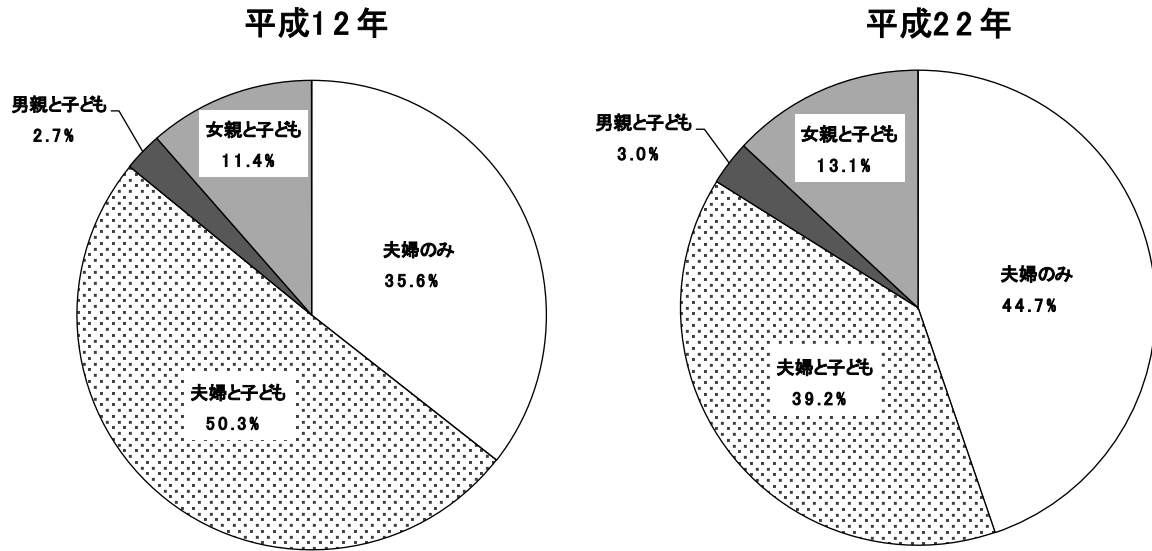
(4) 世帯の状況 (資料：国勢調査から)

- 世帯数は増え続け、平成12年から10年間で約1,000世帯増加しています。1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展しています。
- 核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「夫婦のみ」、「女親と子ども」の割合が増加しています。

■世帯数および1世帯あたり人員の推移



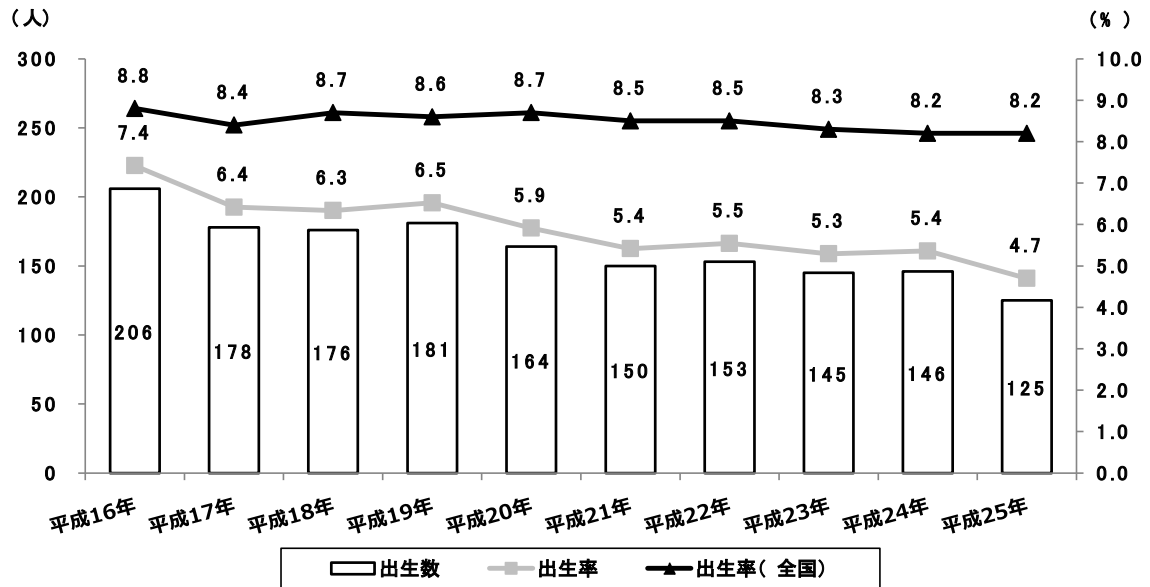
■核家族世帯の構成比



(5) 出生の状況 (資料: 栃木県保健統計年報から)

○出生数は、平成16年から9年間で、約80人減少しています。

○出生率は、全国平均を下回っており、平成16年から平成21年まで減少していましたが、その後横ばいの傾向にあります。

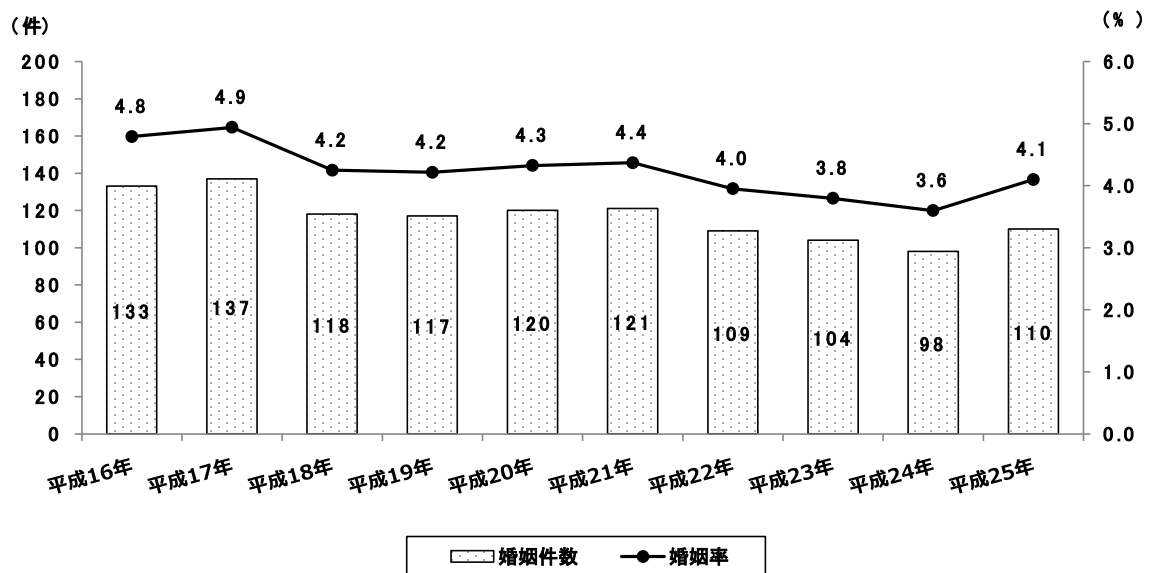


(6) 婚姻・離婚の状況（資料：栃木県保健統計年報から）

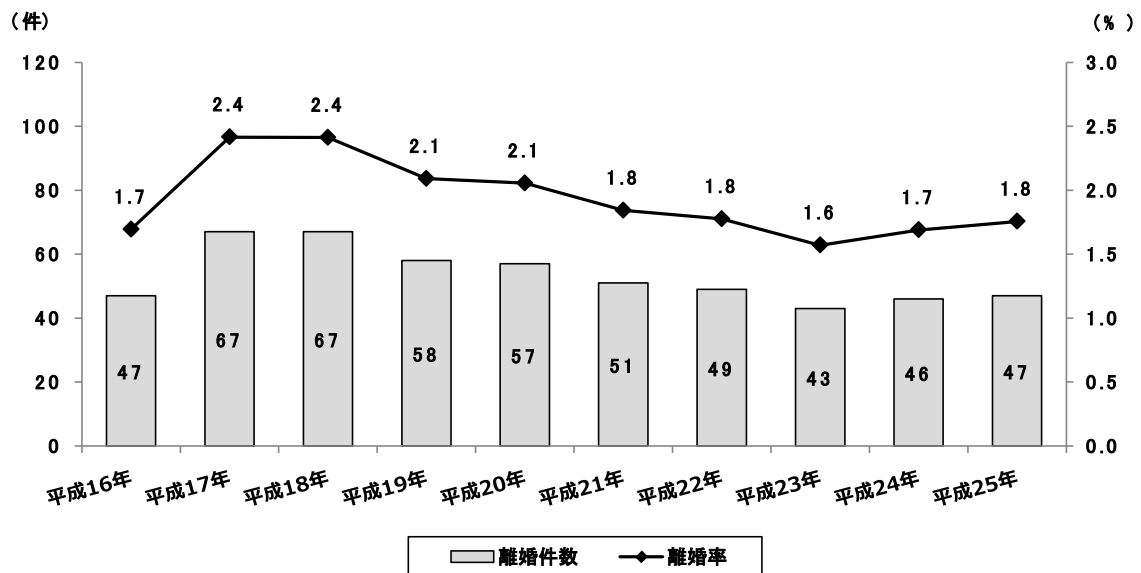
○婚姻件数、婚姻率は、年度による増減が多少みられるものの、減少傾向となっています。

○離婚件数、離婚率は、平成18年以降減少傾向となっています。

■婚姻件数および婚姻率の推移



■離婚件数および離婚率の推移

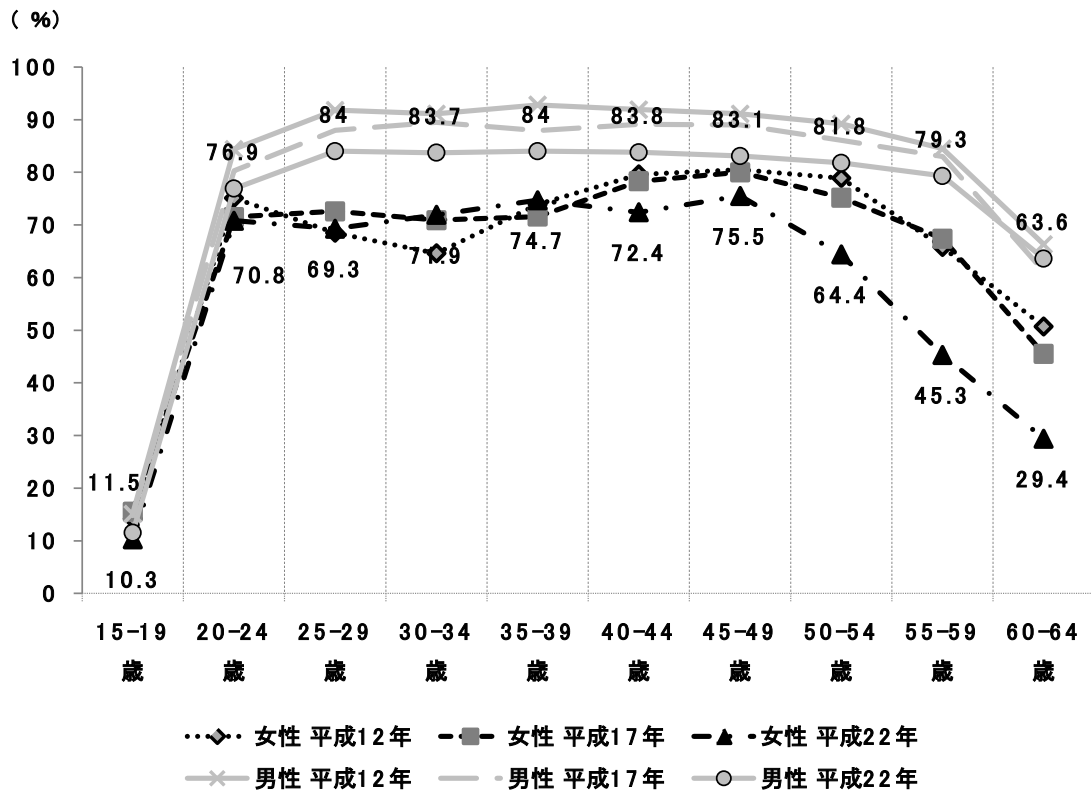


(7) 就労の状況(資料:国勢調査から)

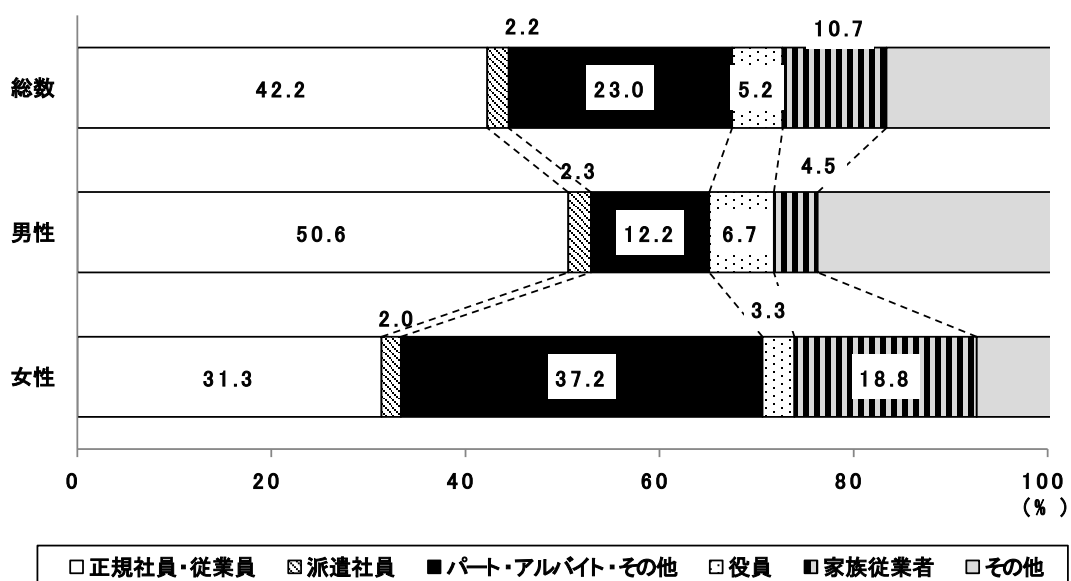
○女性の労働力率が20歳代までは上昇し、結婚・出産期である30~34歳の年齢層で一旦低下する、いわゆる「Mカーブ」は緩やかになっています。

○男性は「正規社員・従業員」が最も多く、女性は「パート・アルバイト・その他」、「正規社員・従業員」の順になっています。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移



■従業上の地位別従業者数の割合

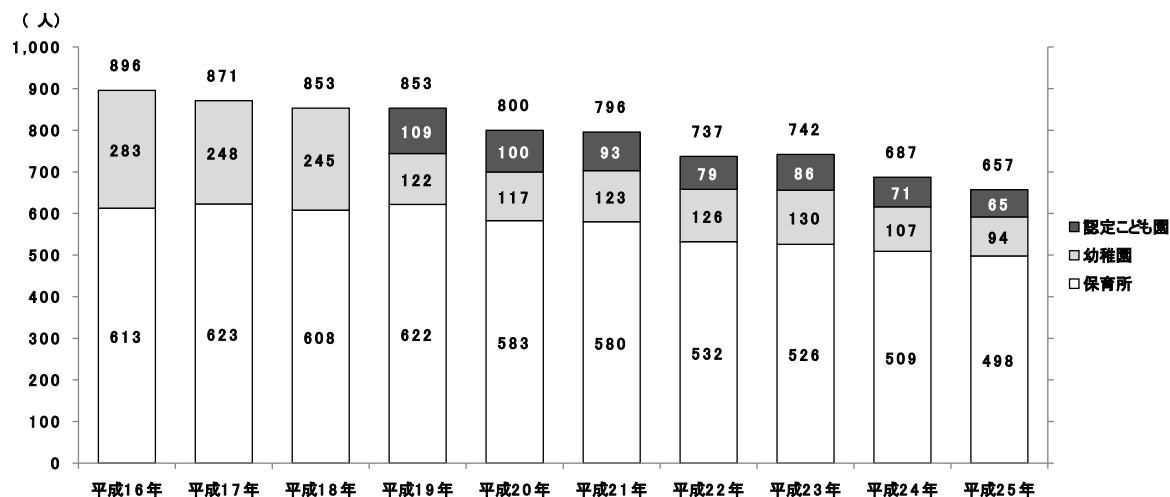


2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

○保育所利用児童数は、平成 19 年以降減少傾向であり、平成 24 年は約 500 人となっています。幼稚園の利用児童数は、認定こども園化した影響で、平成 19 年以降は、おおむね 100～120 人で推移しています。認定こども園利用児童数は、平成 19 年以降減少傾向となっています。全体では、平成 19 年以降は利用児童数が減少しています。

■保育所、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移

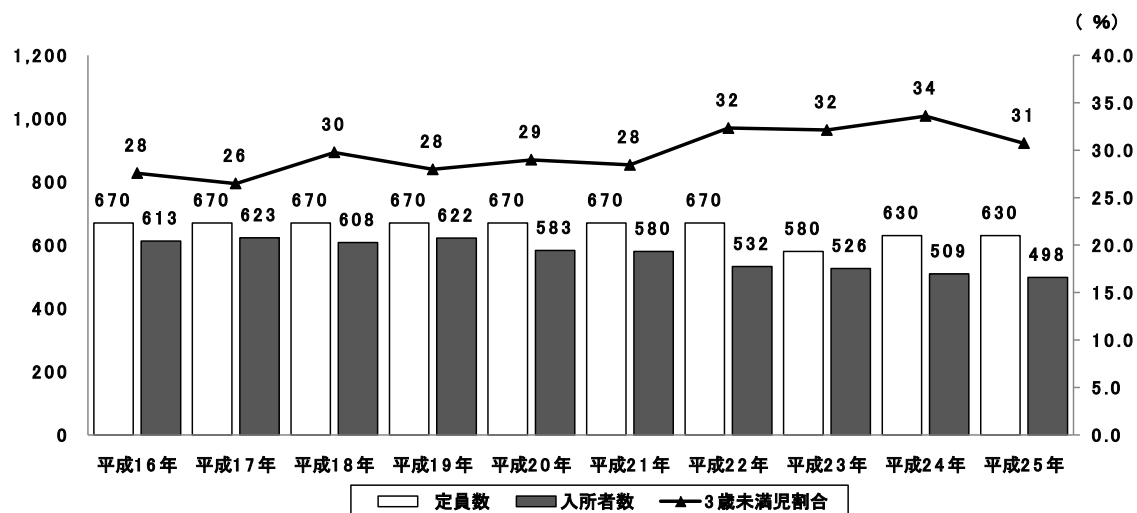


(2) 保育所の利用状況

○入所者数は、平成 19 年以降、減少傾向となっていますが、3歳未満児の利用割合が高くなっています。

○定員数は、平成 16 年から平成 22 年までの間 670 人となっていました。適正化による統廃合のため平成 24 年に 630 人となっています。

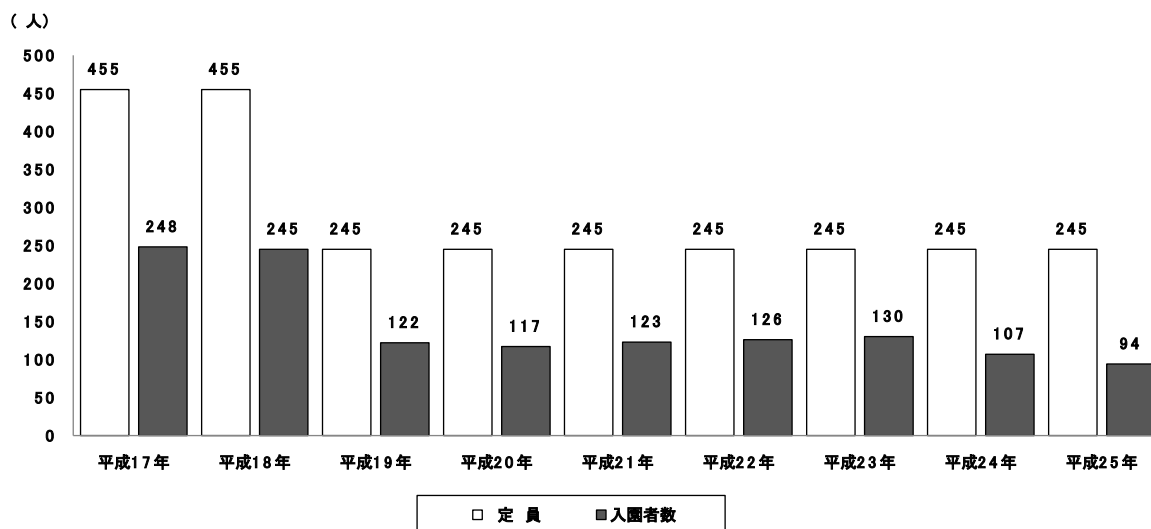
■保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



(3) 幼稚園の利用状況

- 入園者数は、平成19年に幼稚園から認定こども園に1か所移行したため減少しています。
- 定員数は、平成18年まで455人でしたが、平成19年に1か所認定こども園に移行したため、245人に減少しています。
- 平成25年で定員245人に対し、入園者数は94人と約4割となっています。

■幼稚園の定員数、入園者数の推移



(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育施設以外をいいます。那須町では、現在、2か所の事業所内保育が開設されています。

◆事業所内保育

企業や病院等において、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設です。

【施設数】2か所（うち、院内保育施設1か所）



3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援法第59条の規定による「地域子ども・子育て支援事業（13事業）」のうち「次世代育成支援行動計画」から移行してくる既存事業（10事業）の実施状況は、以下のとおりです。

（1）時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の利用時間及び利用日以外において、保育所等で引き続き保育を実施するサービスです。

【延長保育の実施状況】

（平成25年度実績） 実施施設：4園 利用人数：延べ 5,247人

【休日保育の実施状況】

（平成25年度実績） 実施施設：0園

（2）放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校や児童館等において、適切な遊びや生活の場を提供するサービスです。

（平成25年度実績） 【実施校区】 6校区
【登録児童数】 185人

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設、又は乳児院等において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

（平成25年度実績） 委託施設：0か所

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

（平成25年度実績） 委託施設：0か所

（4）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を助産師、又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行うサービスです。

（平成25年度実績） 訪問率：94.0%

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行うサービスです。
(平成 25 年度実績) 延べ支援世帯数：34 世帯(専門的な指導のみ)

(6) 地域子育て支援拠点事業(子ども広場、地域子育て支援センター)

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行うサービスです。

◆子育て支援センター

(平成 25 年度実績) 利用者数：4,054 人

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産等により一時的に保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かるサービスです。

(平成 25 年度実績) 利用者数：4,996 人(幼稚園 2,232 人、認定こども園 2,764 人)

(8) 病児保育事業(病後児保育)

病気やけがの回復期にある乳幼児(病後児)を、病院等の医療機関や保育施設等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育を行うサービスです。

(平成 25 年度実績) 利用者数：0 人/延べ

(9) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行うサービスです。

(平成 25 年度実績) 利用件数：0 件

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況等を定期的に確認するため、基本健診 14 回分の健診費用を助成するサービスです。

(平成 25 年度実績) 対象者：152 人(1,585 件/年)

4 ニーズ調査の結果概要

○調査対象：那須町在住の就学前児童がいる家庭の保護者 651 人

○調査期間：平成 25 年 11 月から 1 か月間

○調査方法：町内幼稚園及び保育園を通して配付・回収

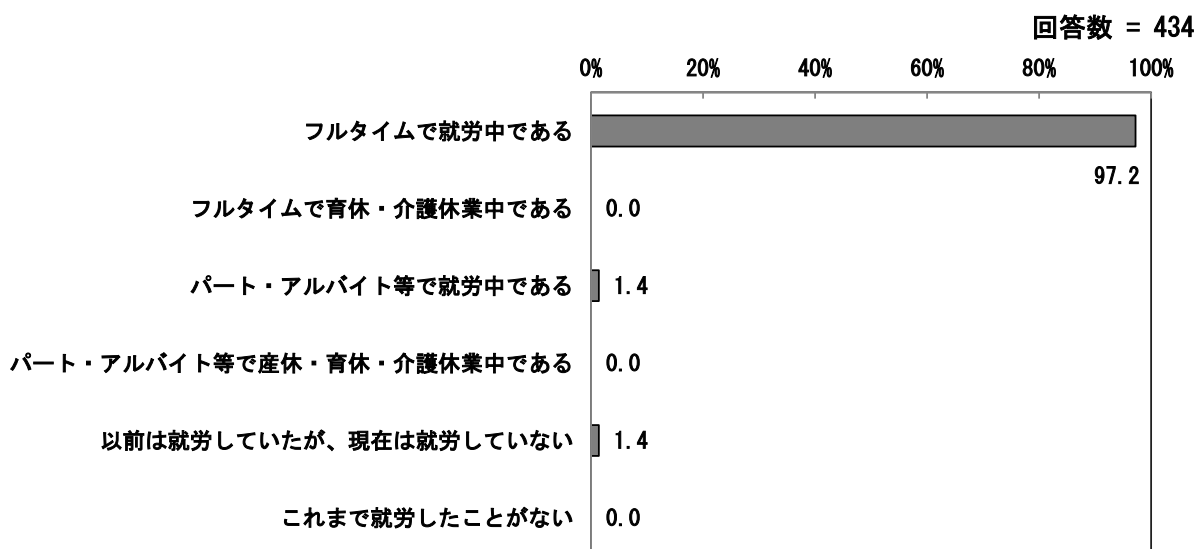
○配布・回収：

	配布数	回収数	回収率
合計	651 票	539 票	82.8%

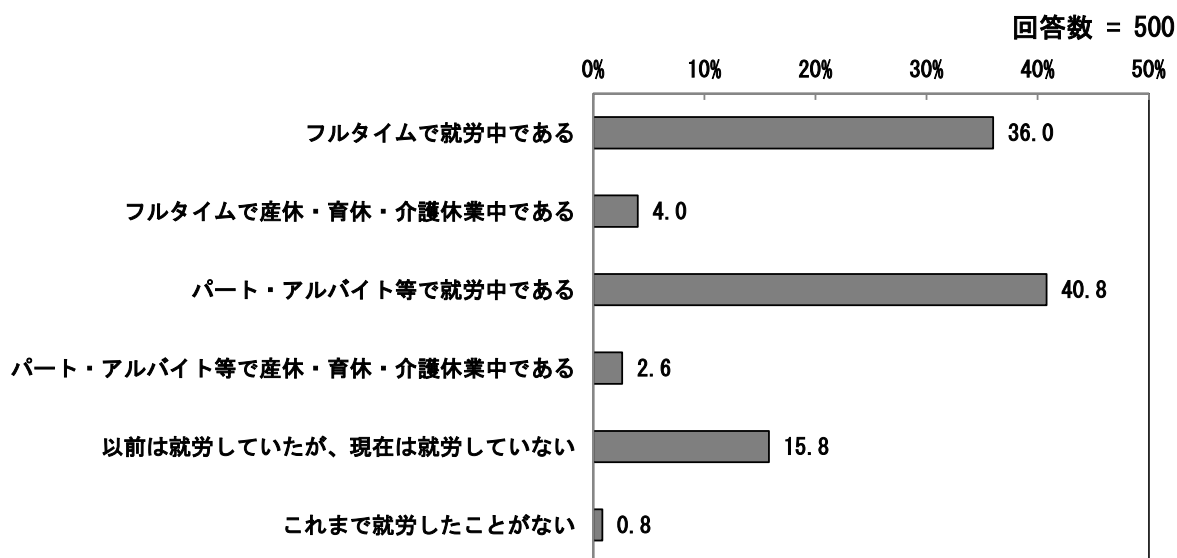
(1) 保護者の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が 97.2%と多数を占めています。母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 40.8%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 36.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 15.8%となっています。

○父親の就労状況

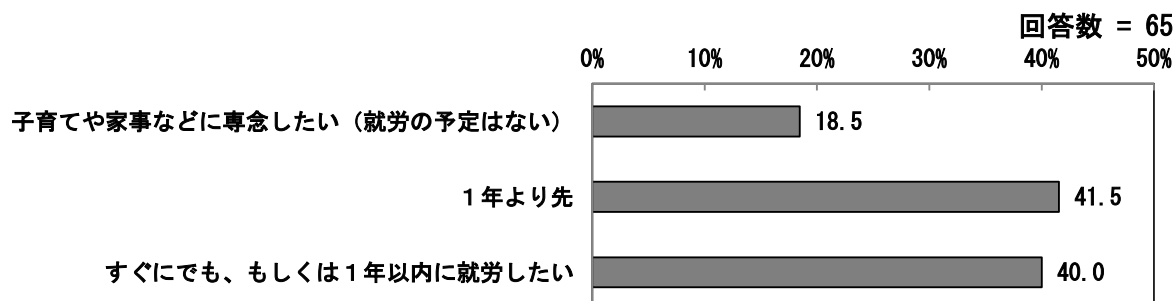


○母親の就労状況



○現在就労していない母親の今後の就労意向

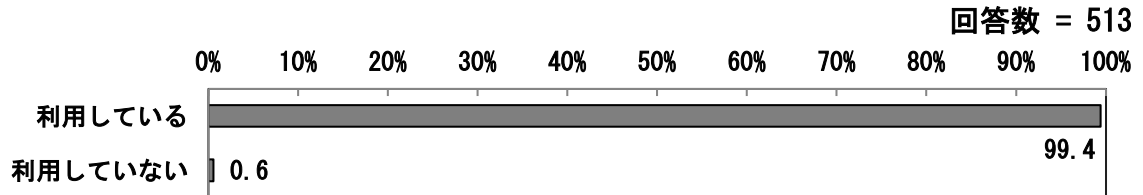
現在就労していない母親の就労意向は、「1年より先」が41.5%で最も多く、次いで「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が40.0%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が18.5%となっています。



(2) 教育・保育事業の利用について

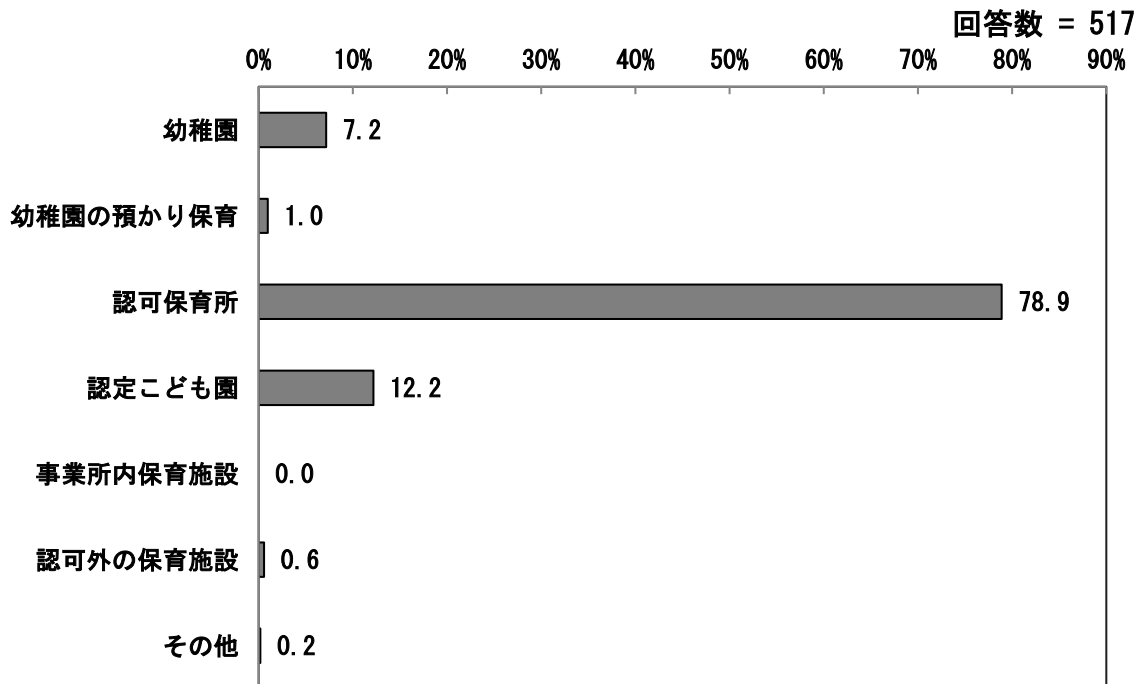
○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育園等）の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が99.4%、「利用していない」が0.6%となっています。



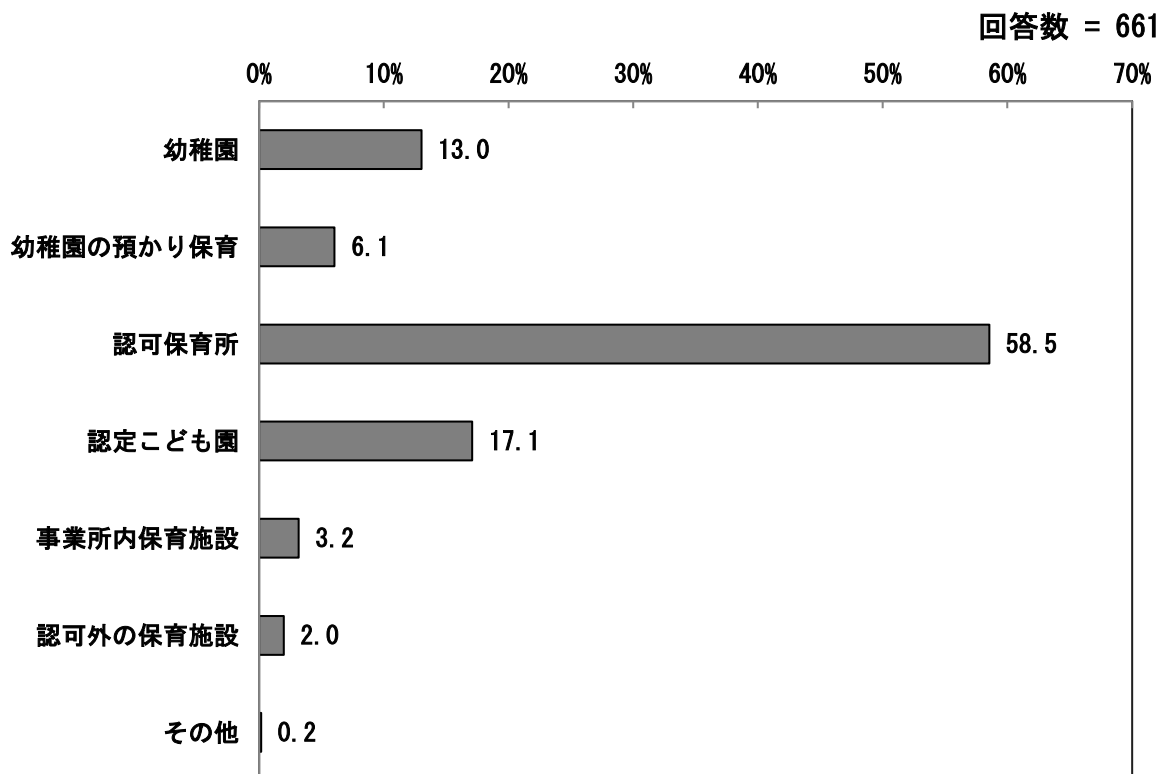
○利用している教育・保育事業

定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が78.9%で最も多く、次いで「認定こども園」が12.2%、「幼稚園」が7.2%、「幼稚園の預かり保育」が1.0%となっています。



○今後、利用したい教育・保育事業

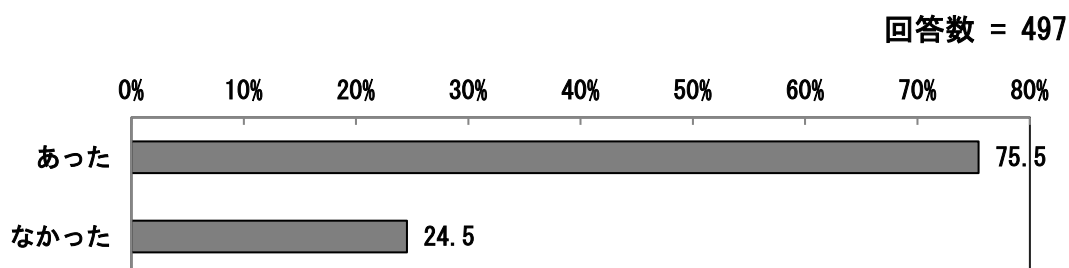
今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が58.5%で最も多く、次いで「認定こども園」が17.1%、「幼稚園」が13.0%、「幼稚園の預かり保育」が6.1%となっています。



(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

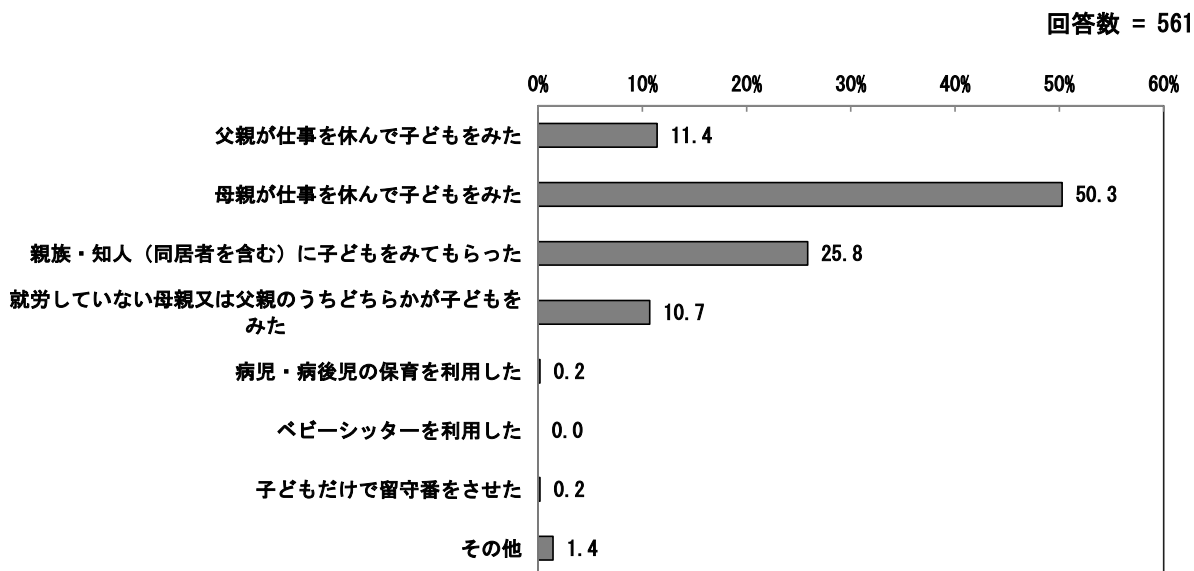
○子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験

この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことが、「あった」が75.5%、「なかった」が24.5%となっています。



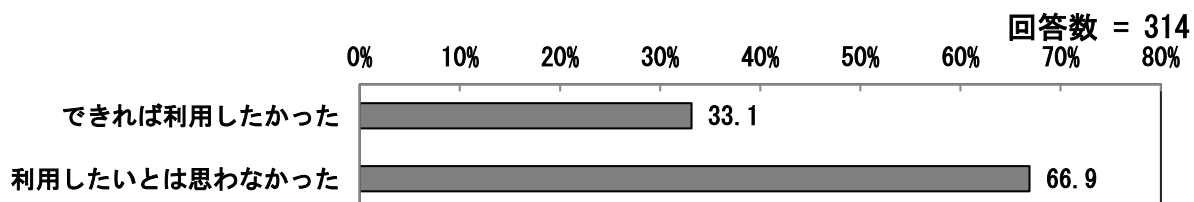
○そのときの対処方法

対処方法は、「母親が休んだ」が50.3%で最も多く、次いで「親族・知人（同居者を含む）にみてもらった」が25.8%、「父親が休んだ」が11.4%、「就労していない両親のうちどちらかがみた」が10.7%となっています。



○病児（病児・病後児）保育の利用意向

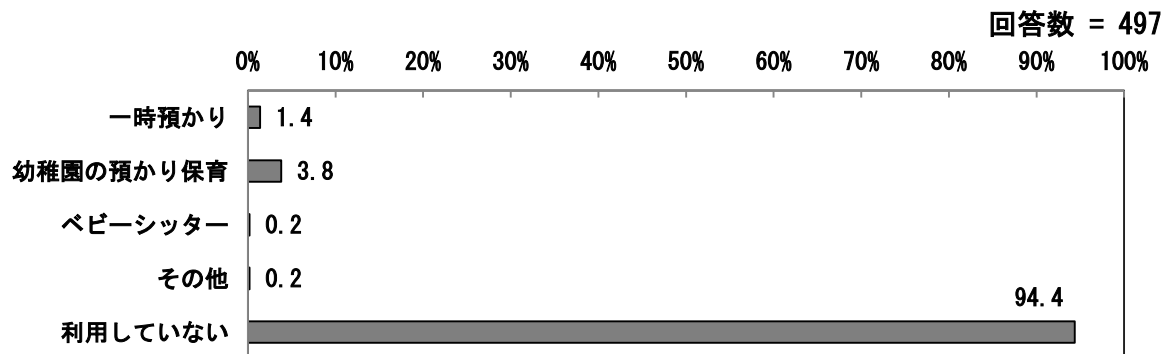
病児（病児・病後児）保育の利用については、「利用したいとは思わなかった」が66.9%、「できれば利用したかった」が33.1%となっています。



(4) 不定期の教育・保育事業の利用について

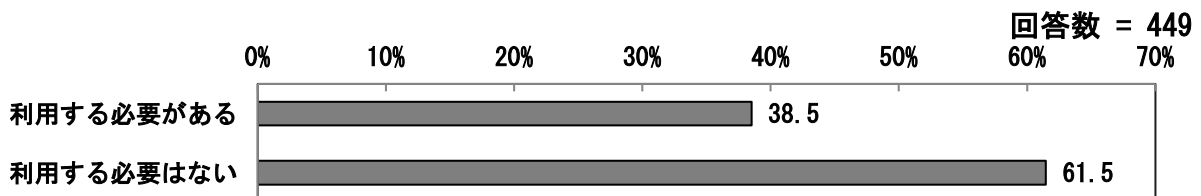
○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している教育・保育事業

不定期の教育・保育事業の利用について、「利用していない」が94.4%で多数を占めています。「幼稚園の預かり保育」が3.8%、「一時預かり」が1.4%となっています。

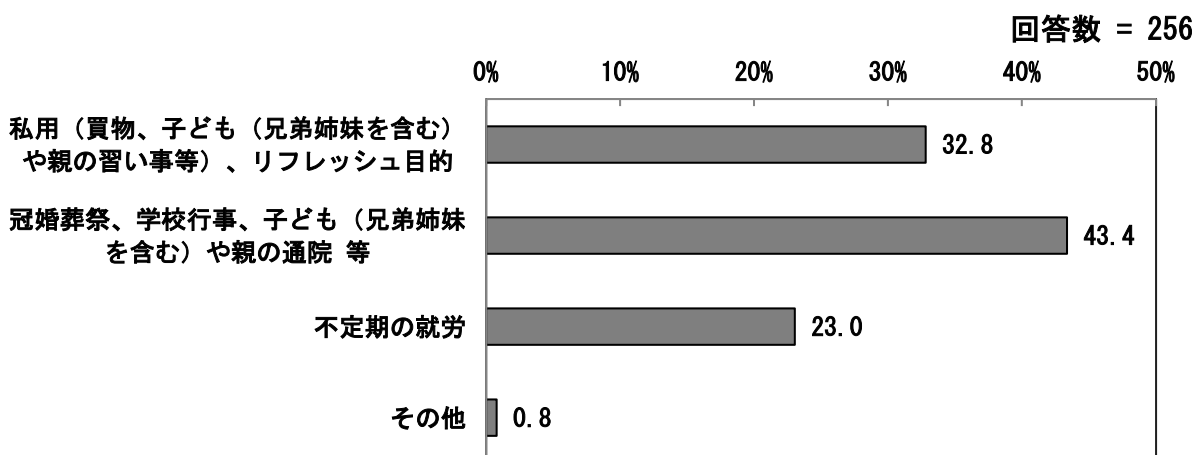


○今後の利用意向

今後、不定期の教育・保育事業の利用について、「利用する必要はない」が61.5%、「利用する必要がある」が38.5%となっています。利用する理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が43.4%で最も多く、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が32.8%、「不定期の就労」が23.0%となっています。



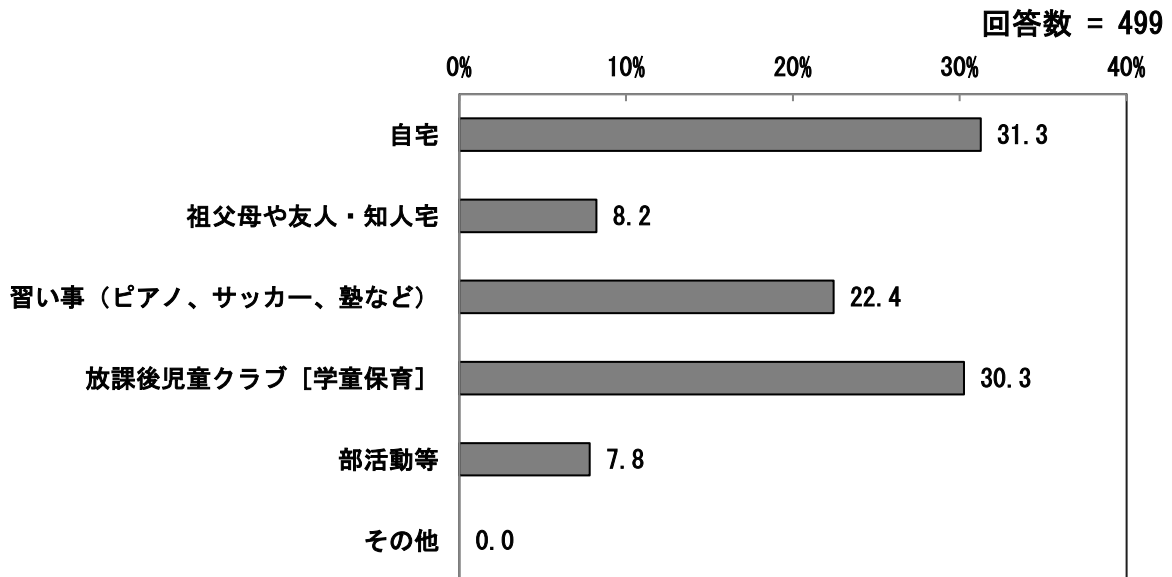
○事業を利用したい理由



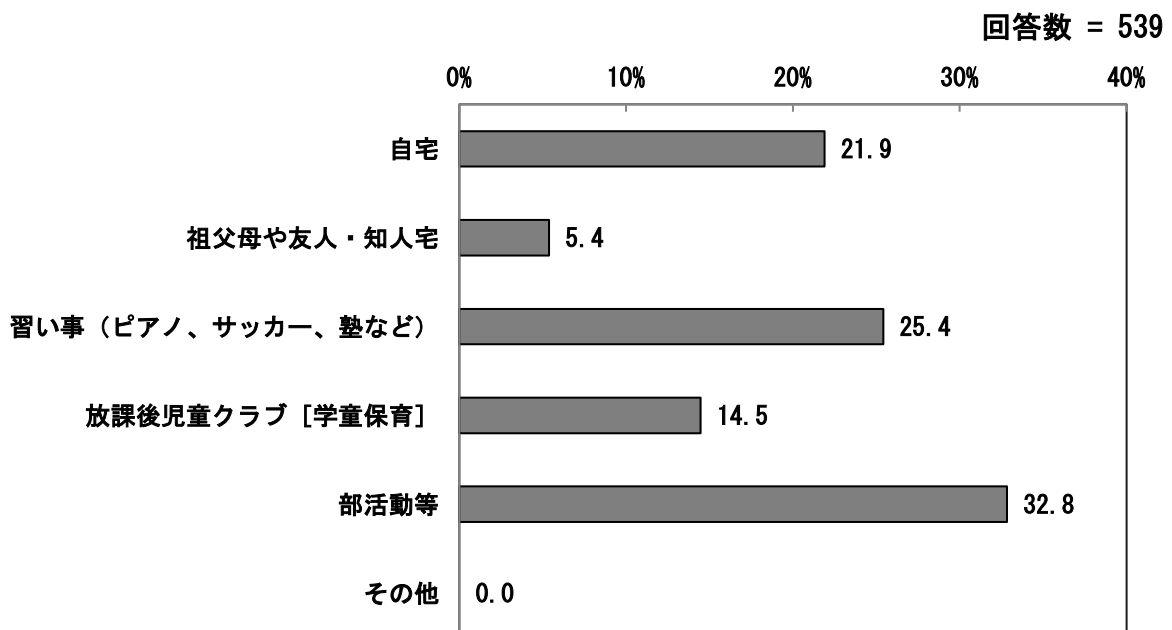
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方（希望）について

小学校低学年では、「自宅」が31.3%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が30.3%、「習い事（ピアノ、サッカー、塾など）」が22.4%、「祖父母や友人・知人宅」が8.2%となっています。小学校高学年では「部活動等」が32.8%で最も多く、次いで「習い事（ピアノ、サッカー、塾など）」が25.4%、「自宅」が21.9%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が14.5%となっています。

○小学校低学年の子どもの放課後に過ごす場所



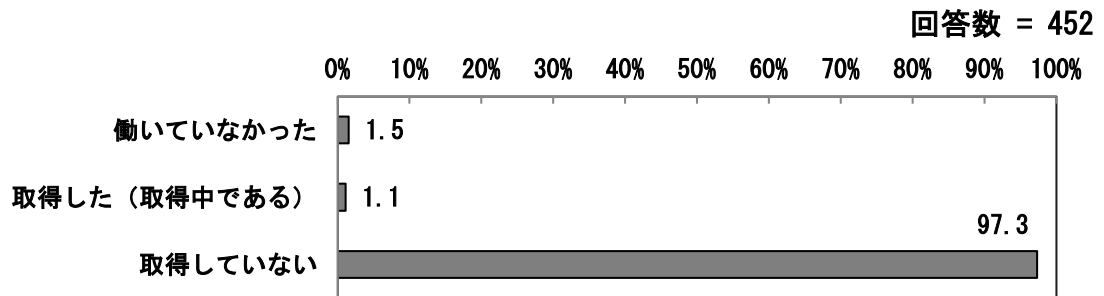
○小学校高学年の子どもの放課後に過ごす場所



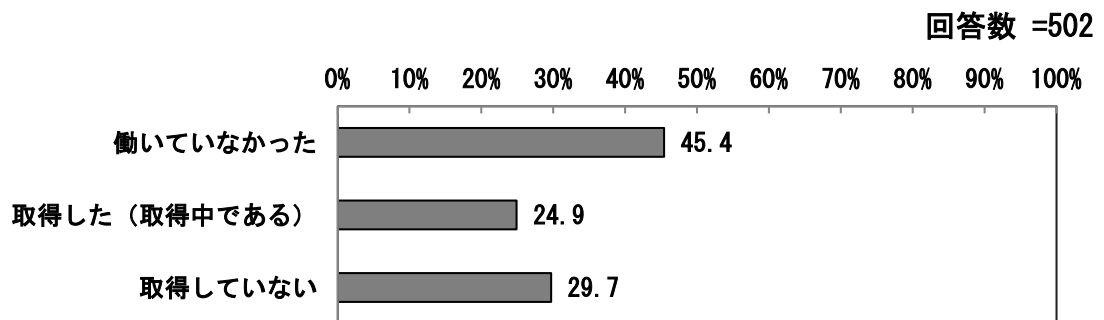
(6) 育児休暇の取得について

父親の育児休暇の取得状況は、「取得していない」が97.3%で大半を占めています。母親の育児休暇の取得状況は、「働いていなかった」が45.4%で最も多く、次いで「取得していない」が29.7%、「取得した（取得中である）」が24.9%となっています。

○父親の育児休暇の取得状況



○母親の育児休暇の取得状況



5 那須町の子ども・子育て支援の課題

第3章の調査結果等から、以下のような課題が浮かび上がってきました。課題に対応するとともに、国の指針でも言われている子どもの育ちや子育てをめぐる環境を踏まえながら、子どもの成長が安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ちあうことができるように、また、家庭での子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと向き合い、喜びを感じながら子育てができるように、子どもの育ちと子育てを那須町全体で支援していくことが大切です。

(1) 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- 身近な地域で希望する子育て支援サービスを利用しやすくする提供体制の確保を検討します。
- ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と質的改善を行います。
- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化による、教育・保育のニーズの多様化にあわせた、教育・保育のメニューを充実していきます。
- 地域特性に応じた延長保育、休日保育の検討を行います。
- 幼児期から児童期の連続した教育・保育で、就学後の放課後児童クラブへのニーズが高いため、引き続き拡充が必要です。
- 一時預かり等の柔軟な受入れ体制の整備を行います。
- 就労の有無に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感の増大等を踏まえ、様々な場面を通じて家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが必要です。
- 子育てサービス利用者への育児情報提供の仕方と助言の拡大を図ります。
- 保護者の就労状況に応じた、長期休暇中や連休中の子育て支援運用方法の検討を行います。

(2) 家庭・地域の子育て支援を充実

- 地域の実情に応じた提供対策が必要です。
- 子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、障がい児や発達が気になる子等、特別な支援が必要な子どもに対し、一人一人の状況や発達に応じた支援が必要です。
- 核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減ってきています。地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し関心を深め地域全体で子育てを支えていくことが必要です。

(3) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供

- 少子化により、子どもの数の減少とともに、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。教育と保育を一体的に提供できる認定こども園を活用することで、より質の高い教育・保育の提供を推進していきます。
- 認定こども園法の改善により、新設や移行がしやすくなったことを踏まえ、町として、受入れ体制の整備を検討します。

(4) 那須町における特有の課題について

- 観光業に携わる保護者が多い地区があります。そのため、平日の子育て支援とともに、保護者が就労により、子どもの面倒を見られない休日や祝祭日等の対応の検討が必要です。
- 移住者は地域で孤立しやすく、子育ての情報を把握できないケースがあります。移住者の転入手続きの折に、子育て支援に関する情報提供等を開始する仕組みづくりが必要です。
- 保護者の苦情等に適切に対応のできる相談窓口の充実を図る必要があります。
- 子どもの虐待等をいち早く把握するために、町、児童家庭相談員、学校関係者等の更なる連携強化が必要です。
- 親の用事や冠婚葬祭のための一時預かりなど、幅広い保育ニーズに応えていく必要があります。

子どもの育ち及び子育てをめぐる環境（国の子ども・子育て基本指針より抜粋・再構成）

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
- 現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。
- 経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性をはじめ非正規雇用割合も高まっています。
- 子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。
- 女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められています。
- 長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある30代及び40代の男性長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。
- 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。
- 夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、一般的に第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれます。
- 就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待につながるケースも見受けられます。

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画を実施する際に、次のポイントに考慮しながら「教育・保育提供区域」を独自に設定していきます。

<教育・保育提供区域設定のポイント>

- 地理的条件や交通事情、現在の教育・保育(幼稚園・保育所・認定こども園)の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に判断して、保護者や子どもが住んでいる場所から容易に移動することができる区域を「教育・保育提供区域」として設定します。
- 子ども・子育て支援事業では、設定した区域ごとに、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を明確に示し、需要と供給を調整していくことが求められています。
- 「教育・保育提供区域」は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて、共通の区域設定とすることが基本です。
- 教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて小学校就学前子どもの区分ごとや地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することも可能とされています。
- 教育・保育施設や地域型保育事業の認可申請が事業者からあった場合には、事業者が所在する教育・保育提供区域の利用定員がすでに必要利用定員総数に達している、又は認可することによって必要利用定員総数を超える場合を除いて原則認可しなればなりません。

2 教育・保育提供区域の設定

1 那須町における教育・保育提供区域

那須町全域を1区域として設定します。

事業区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	1区域	利用者に分かりやすく、また、町全体を受け皿として柔軟な対応をするため、那須町全域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

教育・保育提供区域と同じ考え方から那須町全域としますが、放課後児童健全育成事業については、現状どおり小学校区ごとに実施します。

事業区分（11事業）	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもや保護者が、子育て支援事業を適切かつ円滑に利用できるよう、情報提供や助言等を実施する事業	1区域	那須町全域とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する事業	1区域	那須町全域とします。
妊婦健康診査事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	1区域	那須町全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、情報提供や養育環境等の把握を行う事業	1区域	那須町全域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業	1区域	那須町全域とします。
子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）疾病・疲労など身体・精神上的の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業	1区域	那須町全域とします。

<p>子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業</p>	1 区域	那須町全域とします。
<p>一時預かり事業 一時的に保育が困難になった乳幼児について、幼稚園、保育所その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p>	1 区域	那須町全域とします。
<p>時間外保育事業 (延長保育・休日保育) 通常の利用時間及び利用日以外において、保育所等で引き続き保育を実施する事業</p>	1 区域	那須町全域とします。
<p>病児保育事業 病気や病気の回復期にある子どもを病院や保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育を行う事業</p>	1 区域	那須町全域とします。
<p>放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に小学校等において適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業</p>	1 区域	那須町全域としますが、利用者の利便性等を考慮し、小学校区ごとに実施します。



第5章 教育・保育施設の充実

1 教育・保育の提供

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもの健やかな発達を保障するため、子どもや子育て家庭の置かれた状況等に応じた教育・保育を安定的に提供します。

(1) 子どものための教育・保育給付

幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」、及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されました。

教育・保育施設の利用にあたり、「通常教育・保育に要する費用」のうち、「国で定めた利用者負担額」を除く部分を国・県・町で負担し、さらに町負担を拡充（那須町独自の利用者負担額を設定）することにより、保護者の負担軽減を図ります。

今後、町では、特に多子世帯の負担を軽減するため、第3子以降の無料措置に加え、第2子の負担軽減を図っていきます。

(2) 子どもの認定区分

幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用する子どもの保護者は、居住する市町村へ「子どものための教育・保育給付」を受け資格があること及び子どもの区分についての認定を申請することとされています。

保護者の申請を受けた市町村が、客観的な基準に基づいて、教育・保育の必要性を認定します。

■認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

区分	対象年齢	教育・保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の教育を希望 (教育標準時間)	主に幼稚園、認定こども園等
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育標準・短時間)	主に保育所、認定こども園等
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育標準・短時間)	保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育等

2 量の見込みと確保の内容

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育の需要と均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と提供体制の確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園・認定子ども園を利用希望）

人数（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	113 人	110 人	108 人	105 人	103 人
2 確保の内容	145 人	145 人	145 人	145 人	145 人
特定教育・保育施設	145 人	145 人	145 人	145 人	145 人
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足（2-1）	32 人	35 人	37 人	40 人	42 人

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「幼稚園・保育所・認定子ども園（特定教育・保育施設）」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

(2) 2号認定（3歳以上、保育所・認定子ども園を利用希望）

人数（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	329 人	325 人	321 人	318 人	314 人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人
上記以外	316 人	312 人	308 人	305 人	301 人
2 確保の内容	472 人	401 人	391 人	391 人	371 人
特定教育・保育施設	472 人	401 人	391 人	391 人	371 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足（2-1）	143 人	76 人	70 人	73 人	57 人

(3) 3号認定（0歳、保育所・認定子ども園を利用希望）

人数（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	24 人	24 人	23 人	23 人	22 人
2 確保の内容	24 人	24 人	24 人	24 人	30 人
特定教育・保育施設	24 人	24 人	24 人	24 人	30 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足（2-1）	0 人	0 人	1 人	1 人	8 人

(4) 3号認定（1・2歳、保育所・認定子ども園を利用希望）

人数（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	182 人	187 人	191 人	195 人	200 人
2 確保の内容	169 人	190 人	200 人	200 人	220 人
特定教育・保育施設	169 人	190 人	200 人	200 人	220 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足（2-1）	△13 人	3 人	9 人	5 人	20 人

○保育利用率の目標値設定について

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み（3号認定子ども）÷各年度推計人口（0～2歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育利用率	50.1%	52.4%	54.5%	56.8%	59.7%
推計児童数（0～2歳）	411 人	403 人	393 人	384 人	372 人

※国の指針では、平成 29 年度に 44%という見込みの目標値が示されています。

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一体的に受けられ、利用できる施設として認定こども園があります。那須町では平成 19 年から認定こども園を開設しています。

乳幼児期の子どもの発達は、連続性を有するものであることを踏まえると、特に満3歳到達前後及び教育・保育施設から小学校への入学の接続期において、子どもの発達状況等を十分把握した上で、一人一人の子どもの状況に応じた教育・保育及び養育支援へつなげていくことが求められます。那須町では、発達の連続性を踏まえた教育・保育の一体的な提供に向けて推進を図っていきます。

「認定こども園」の特徴、整備促進、小学校等との連携促進のポイントについて以下に紹介します。

（1）認定こども園の特徴

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育ちます。
- 認定こども園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

（2）認定こども園の整備促進

- 各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に応じ、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、施設の円滑な移行を促進していきます。
- 幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたって、国や県において財政支援メニューがある場合は、積極的な活用を検討していきます。
- 将来的には、すべての特定教育・保育施設が認定こども園となり、3歳以上児の保護者が就労の有無にかかわらず、どの施設でも選択できる環境となることが望ましいと考えます。

（3）小学校等との連携促進

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培っていきます。
- 小学校との連携はもとより他の地域の幼稚園、保育所、認定こども園との連携を図ります。

4 教育・保育施設の質の向上

すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するには、それに携わる幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要不可欠であるため、以下の方針に基づき、教育・保育施設事業者等と連携して、人材の確保・育成を図ります。

(1) 幼保併有資格の取得促進

認定こども園の普及促進にあたり、その中心的な担い手の確保に向けて、幼稚園教諭免許状及び保育士資格（幼保併有資格）の取得に関する特例制度等を活用し、幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得促進に向けて支援を行います。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼稚園教諭と保育士が教育と保育を定期的に提供する意義や課題を共有できるように、合同研修の開催等による支援を行います。

(3) 保育士の処遇改善

保育の担い手の確保が全国的な課題となっていることから、本町においても国や県の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。

(4) 職員の資質の向上

健康状態や発達の状況、家庭環境等から特に配慮を要する子どもについては、一人一人の状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるように、専門機関等との連携を強化するとともに、職員研修などを通じて資質向上を図ります。



5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設等の整備を進めます。

(1) 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

町のホームページや広報誌を通して、教育・保育の正確な情報発信に努めることにより、妊婦及び子育て中の保護者が、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができるように環境を整備します。

また、出産後の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の機会等を通じて教育・保育の利用に関する情報提供や保護者からの相談に応じます。

さらに、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育の利用に関して、いつでも保護者からの相談に応じられる体制を整備するとともに、新制度において新たに創設される利用者支援事業を活用して、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介及びあっせんを行うことにより、円滑な事業利用へとつなげていきます。

(2) 育休満了時からの環境整備

育休満了時（原則 1 歳到達時）から、確実に教育・保育を利用できる環境を整えるため、保育の量的拡大を図ります。



第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援法第59条第1項に規定する「地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）」について、ニーズ調査により把握した利用希望等を踏まえ、「量の見込み」と「確保の方策」を設定し、計画的に推進していきます。

（1）利用者支援事業【平成27年度からの新規事業】

子どもや保護者が、幼稚園や保育所等での教育・保育や、一時預かり等の地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、関係機関と連携して、情報提供や助言・相談等の支援を行う事業です。

〔対象年齢〕 0～5歳

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

●確保の方策方針

利用者ニーズ等を捉えながら、子育て支援センターへの専門相談員の配置を含め、平成27年中に開始できるように実施に向けて検討します。

（2）地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

〔対象年齢〕 0～2歳

延べ利用者数（月間）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人回／月）	184	181	176	172	167
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

●確保の方策方針

子育て支援センターにて実施します。子育てサロンや親子ふれあい広場などの充実も含め、支援拠点の拡充について、引き続き検討していきます。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

延べ回数（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人回／年）	1,792	1,765	1,711	1,683	1,616
確保の方策	【実施機関】保健センター 【実施体制】各医療機関に委託 【実施時期】通年 【実施項目】国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

●確保の方策方針

保健センターにて県内の各医療機関に委託して実施します。県外で健診を受けた場合にも、個別に医療機関に委託して助成を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげていきます。この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢] 0歳

人数（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人／年）	128	126	122	120	115
確保の方策	【実施機関】保健センター 【実施体制】保健師				

●確保の方策方針

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師が訪問し実施します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

〔対象者〕 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

人数（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人／年）	13	13	12	12	11
確保の方策	【実施機関】保健センター 【実施体制】保健師等				

●確保の方策方針

保健師、ヘルパー等が訪問し実施します。要保護児童対策地域協議会のケース会議、又は、保健師、保育士、教育機関等を通じて、要保護児童の把握に努めます。

（注）

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

(6) 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、疾病・疲労等身体・精神上の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。

（短期入所生活援助：ショートステイ、夜間養護等：トワイライトステイ）

〔対象年齢〕 0～5歳

●確保の方策方針

利用者ニーズ、近隣自治体の状況等を捉えながら、検討を進めていきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後、ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動に関する連絡調整等を行う就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

〔対象年齢〕 就学児

●確保の方策方針

利用者ニーズ、近隣自治体の状況等を捉えながら、検討を進めていきます。

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産等により一時的に保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

〔対象年齢〕 ①幼稚園在園児は3～5歳 ②在園児以外は0～5歳

①幼稚園における在園児対象型

延べ利用者数（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日／年）	4,272	4,125	4,008	3,860	3,733
1号認定見込み （人日／年）	6	6	6	5	5
2号認定見込み （人日／年）	4,266	4,119	4,002	3,855	3,728
確保の方策（人日／年）	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920

●確保の方策方針

幼稚園や認定こども園と連携して実施します。

②幼稚園における在園児対象型以外

延べ利用者数（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日／年）	4,933	4,799	4,671	4,531	4,386
確保の方策（人日／年）	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920
幼稚園の一時預かり （在園児対象型以外）	4,920	4,920	4,920	4,920	4,920
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート ・センター等）	0	0	0	0	0

●確保の方策方針

幼稚園や認定こども園と連携して実施します。

(9) 時間外保育事業(延長保育・休日保育)

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の利用時間及び利用日以外において、引き続き保育を実施する事業です。

[対象年齢] 0～5歳

人数(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人/年)	154	151	146	142	137
確保の方策(人/年)	254	254	254	254	254

●確保の方策方針

保育所や認定こども園の開所時間を延長して実施します。利用者ニーズ、近隣自治体の状況等を捉えながら、保育所や認定こども園と連携し、延長保育の拡充及び休日保育の実施について検討を進めます。

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを病院等の医療機関や保育施設等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳

延べ利用者数(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人日/年)	864	839	818	794	768
確保の方策(人日/年)	0	984	984	984	984
病児保育事業	0	984	984	984	984
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート ・センター等)	0	0	0	0	0

●確保の方策方針

利用者ニーズ、近隣自治体の状況等を捉えながら、平成 28 年度から開始できるように実施に向けて検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校や児童館等において、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

〔対象年齢〕 就学児（6～11歳）

人数（年間）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人／年）	367	345	333	317	309
【低学年】 小学校 1～3 年生（人／年）	203	194	185	176	172
【高学年】 小学校 4～6 年生（人／年）	164	151	148	141	137
確保の方策（人／年）	320	320	360	360	360

●確保の方策方針

各放課後児童クラブと連携して実施します。町内 8 か所で実施しており、平成 29 年度から 9 か所での実施を目指します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【平成 27 年度からの新規事業】

世帯の所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育所等に支払うべき日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加等に要する費用等を助成する事業です。

●確保の方策方針

利用者ニーズ、近隣自治体の状況等を捉えながら、平成 28 年度から開始できるように実施に向けて検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【平成 27 年度からの新規事業】

地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図るため、新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援等を行う事業です。

●確保の方策方針

新規参入事業者や利用者ニーズ、近隣自治体の状況等を捉えながら、検討を進めていきます。

2 地域子ども・子育て支援事業の拡充

那須町では、限られた予算で幅広いニーズに応じた様々な子育て支援を展開していくため、国と県の財政支援が得られる「地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）」と、町独自の次世代育成支援対策を併せて実施し、施策（事業）の効率化や相乗作用を起こすこと等により、予算の有効活用を図っていきます。その一環が以下のような子育て支援サービスです。

□全天候型子どもの遊び場づくり

子育て支援サービスに関する情報提供や相談を行う「利用者支援事業」と、子育て中の親子の交流や育児相談を行う「地域子育て支援拠点事業」と併せて、子育て家庭が気軽に利用でき、子どもが自由に遊び、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な「全天候型子どもの遊び場づくり」を推進します。

公共施設の空スペースや空き店舗等を活用し、平成 31 年度までに 2 か所の整備を目指して、検討を進めていきます。

□子育て支援ヘルパー派遣事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、相談支援や育児・家事援助等を行う「養育支援訪問事業」と併せて、妊産婦の方や、ひとり親家庭で体調不良等により家事等が困難な場合などの支援が必要な方へ、ヘルパーを派遣し、家事援助等を行います。

支援が必要な家庭が気軽に利用できるよう、実施体制等を整備し、平成 31 年度までに延べ 100 件のヘルパー派遣を目指して、平成 27 年度から実施していきます。

□学習支援事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない家庭の小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与える「放課後児童健全育成事業」と、放課後等にすべての子どもたちを対象に学習や体験・交流活動等を行う「放課後子ども教室」を一体的に（又は連携して）実施する「放課後子ども総合プラン」の一環として、子どもたちの「学習支援」を行っていきます。

学校の授業以外（土日や放課後等）において、学校の空き教室や公民館等の地域施設を活用し、平成 31 年度までに 7 か所（各小学校）での実施を目指して、検討を進めていきます。

また、学習支援の質の向上を図るため、地域の人材の活用のほか、学習塾、英会話教室、ピアノ教室など多様な主体と連携した事業展開に努めます。

第7章 次世代育成支援対策の状況

1 施策の点検と今後の方針

那須町において、平成17年度から平成26年度まで取り組んできた「那須町次世代育成支援行動計画」における施策の達成状況を点検し、今後の方針を定めます。

今後の施策展開にあたっては、地域特性、利用者ニーズの実情、子どもと家庭を取り巻く環境等の変化に対応するほか、従来の取り組み状況等を踏まえて実施していきます。

2 施策の取り組み状況

(1) 地域における子育て支援

① 地域における子育て支援サービスの充実

ア 総合的な福祉拠点の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
1	ゆめプラザ・那須においての子育てのための事業の充実	保健福祉課	・保健と福祉の拠点として、保健センター及び社会福祉協議会の事業の中で子育て支援を推進します。	拠点数 1か所 [1か所]	地域子ども子育て支援事業へ移行し、更に支援拠点の充実を図ります。

イ 居宅における児童の養育の支援

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
2	家庭訪問支援事業	保健福祉課	・居宅において、児童家庭相談員による子育ての相談等の支援を行っていきます。	児童家庭相談員 2人 [1人]	継続して推進します。
3	ファミリー・サポート・センター事業	保健福祉課	・育児等に関して援助を行いたい人と受けたい人が会員になって相互に支え合う、「ファミリー・サポート・センター」の実施について、今後の需要などを考慮して、検討します。	ファミリー・サポート・センター 0か所 [検討]	地域子ども子育て支援事業（子育て援助活動支援事業）へ移行し、ニーズを把握した上で検討します。

ウ 施設における児童の養育の支援

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
4	放課後児童健全育成事業(学童保育)	保健福祉課	・就労等の理由により、保護者が昼間家庭に不在の小学校低学年児童を対象に、遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。 ・学童保育を継続して実施します。	放課後児童クラブ 8か所 [6か所]	地域子ども子育て支援事業(放課後児童健全育成事業)へ移行し、更に推進します。
5	一時預かり保育事業	保健福祉課	・週に1～3日間程度、臨時に、また緊急的に保育園を利用するサービスで、入院等のほか、育児疲れ解消のためにも利用できます。 ・ニーズの多様化に対応できるよう検討します。	対応する保育園 0か所 [検討]	地域子ども子育て支援事業(一時預かり事業)へ移行し、幼稚園等と連携して推進します。
6	幼稚園預かり保育事業	学校教育課	・幼稚園で預かり保育をすることにより、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援していきます。	対応する幼稚園等 2か所 [2か所]	地域子ども子育て支援事業(一時預かり事業)へ移行し、継続して実施します。

エ 保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
7	地域子育て支援センター事業	保健福祉課	・子育て支援センターは、地域の子育てを支援する基盤の核として、子育て相談等の事業を行います。 ・町内に1か所設置します。	子育て支援センター 1か所 [1か所]	地域子ども子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業)へ移行し、継続して実施します。
8	子育てサロン事業	保健福祉課	・育児相談や情報提供、交流活動・体験活動を行う事業です。 ・ゆめプラザ・那須において実施します。	子育て支援センター 1か所 [1か所]	地域子ども子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業)へ移行し、継続して実施します。
9	親子ふれあい広場事業	保健福祉課	・子育てサロンの会場を中心に、毎月1回から2回土曜日の午前10時～12時に乳幼児と保護者を対象に、保育士等が子育てについて相談や遊び等を行っていきます。	親子ふれあい広場 12回 [10回]	地域子ども子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業)へ移行し、継続して実施します。

オ 子育て支援に関する情報提供、相談・助言及び斡旋・調整・要請等の実施

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
10	子育て支援総合コーディネート事業	保健福祉課	・地域における子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者へ提供する事業です。 ・体制を整備し、今後、実施を検討します。	未実施 [検討]	地域子ども子育て支援事業（利用者支援事業）へ移行し、継続して推進します。

② 保育サービスの充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
11	通常保育事業の拡充	保健福祉課	・子どもの幸せを考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえて、保育サービスの提供体制を整備します。 ・待機児童が出ないように配慮します。 ・町保育園運営適正化等計画に沿った保育施設の統廃合を推進します。	保育園 8か所 [8か所]	適正化を図った上で、継続して実施します。
12	民間活力等を活用した保育サービスの充実	保健福祉課	・保育サービスの充実に当たって、民間活力を活用して量的な充実を図ります。 ・町保育園運営適正化等計画に沿った民間活力の導入による保育サービスの充実を図ります。	認可外保育施設 3か所 [1か所]	地域の実情等を考慮して充実を図ります。
13	延長保育等の保育サービスの実施	保健福祉課	・延長保育等、ニーズに応じて広く住民が利用しやすい保育サービスを実施します。 ・地域性によるニーズに対応できるように、検討します。	延長保育実施 保育園 4か所 [4か所]	地域子ども子育て支援事業（延長保育事業）へ移行し、継続して推進します。
14	障害児保育事業の実施	保健福祉課	・集団保育が可能な障がい児を受け入れる事業です。 ・要望に対し、すべての保育園で対応します。	障がい児受け入れ 保育園 8か所 [8か所]	継続して実施します。
15	乳児保育事業の実施	保健福祉課	・産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため0歳児（6か月児）からの保育を実施します。	乳児受け入れ 保育園 3か所 [3か所]	継続して推進します。
16	休日保育事業の実施	保健福祉課	・保護者が日曜・祝日に仕事などで保育を必要とする地域のニーズなどに対応できる体制づくりに努めます。	休日保育実施 保育園 0か所 [1か所]	地域の実情等を考慮して実施を検討します。

③ 子育て支援のネットワークづくり

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
17	様々な社会資源の連携による子育て支援の取り組み	保健福祉課 生涯学習課	・子どもの遊び場、母親の交流の場を提供します。 ・子育てボランティアグループの育成と活動支援 ・子育てサークルの育成及び連携 ・子育てボランティアグループによる託児支援及び育児相談を実施	子育て支援ボランティア 8人 [20人]	継続して推進します。
18	子育てマップ等の作成	保健福祉課	子育て支援に役立つ情報の提供を検討します。	未実施 [作成]	子育て支援に役立つ情報を収集して作成を検討します。

④ 児童の健全育成

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
19	児童健全育成の取り組み	保健福祉課 生涯学習課	・子育てサロン、公民館、学校等の社会資源を活用し、地域ボランティア、保育士等による親子ふれあい広場事業や青少年健全育成のための子どもフェスティバル、キャンプ、ジュニアリーダースクラブ等の取り組みを推進します。	親子ふれあい広場 12回 [10回] フェスティバル 1回 [1回] キャンプ 1回 [1回] ジュニアリーダースクラブ 17回 [15回]	継続して推進します。

⑤ その他

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
20	世代間交流事業	保健福祉課	・地域の高齢者に子育て支援に参画していただき、世代間交流を進めながら、豊かな子育て支援を推進します。	世代間交流実施 保育園 8か所 [8か所]	継続して実施します。
21	幼稚園の地域開放	学校教育課	・幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児を含めた親子登園等を推進します。 ・遊びを通して異年齢児との交流を図ります。	地域開放実施 幼稚園 2か所 [2か所]	継続して推進します。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進

① 子どもや母親の健康の確保

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
22	乳幼児健診の実施	保健福祉課 (保健センター)	・母子の心身の健康を確保するため、健診を実施します。 ・病気や異常の早期発見、早期対応のみならず、育児対策として、育児不安の解消、育児の交流の場として充実させ、支援していきます。	4か月児～3歳児健診 32回 [38回]	継続して推進します。
23	パパ・ママ学級の実施	保健福祉課 (保健センター)	・妊娠期を安心して過ごし、出産を迎えられるよう、実施していきます。 ・出産後の育児に取り組みやすくなるよう、赤ちゃんとのふれあいを取り入れ、支援していきます。また、父親が共に育児に取り組めるよう、支援していきます。 ・参加しやすいように、平日と日曜日に実施します。	パパ・ママ学級 5回 [10回]	各医療機関（産科）において実施中のため廃止します。
24	こんにちは赤ちゃん事業の実施（新生児訪問・相談の実施）	保健福祉課 (保健センター)	・生後4ヶ月までの乳児や両親に関わることにより、子どもの発達・発育、育児不安への支援をしていきます。 ・相談体制の充実をするとともに、産後うつ病、虐待発生防止の視点も踏まえた支援を展開していきます。	こんにちは赤ちゃん訪問 130件 [130件]	地域子ども子育て支援事業（乳児家庭全戸訪問事業）へ移行し、継続して実施します。
25	虐待防止の普及・啓発・支援体制の充実	保健福祉課	・虐待予防の普及・啓発をしていきます。 ・虐待の早期発見、早期対応をし、児童の安全確保、家庭への支援を推進します。	虐待取扱い 57件 [ー] 研修受講者 20人 [ー]	地域子ども子育て支援事業（養育支援訪問事業）へ移行し、継続して推進します。
26	母子健康手帳の交付と妊婦一般健康診査への助成	保健福祉課 (保健センター)	・妊娠期からの母子の健康管理に役立てるように交付します。 ・医療機関での妊婦一般健康診査の助成（全14回）を行います。 ・父子手帳を交付します。	母子健康手帳交付 150件 [180件] 妊婦一般健診助成 1,700件 [2,520件]	継続して実施します。 ※妊婦一般健診助成は地域子ども子育て支援事業（妊婦健診事業）へ移行します。
27	こども医療費及び妊産婦医療費助成の実施	住民生活課	・18歳を迎えて最初の3月31日までのこども医療費の無料化、妊産婦への医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、母子保健の向上を図ります。	子ども医療費助成 33,000件 [36,000件] 妊産婦医療費助成 730件 [1,000件]	継続して実施します。
28	不妊治療費助成の実施	保健福祉課 (保健センター)	・不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療に要する経費の一部を助成し、少子化対策の推進を図ります。	不妊治療助成 13件 [40件]	継続して実施します。

② 「食育」の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
29	健診等における食育の推進事業	保健福祉課 (保健センター)	・各種健診において、発達段階に応じた食に関する指導・相談を実施します。	健診における食育推進 20回 [26回]	継続して実施します。
30	パパ・ママ学級における食育の推進事業	保健福祉課 (保健センター)	・妊婦と赤ちゃんが健やかな生活を送るためにバランスのとれた食事（食事バランスガイド）を普及していきます。	パパ・ママ学級における食育推進 3回 [5回]	各医療機関（産科）において実施中のため廃止します。
31	親と子の栄養教室	保健福祉課 (保健センター)	・食の体験を通して、興味や関心をもってもらい自分で食を選ぶ力を身に付けます。	栄養教室 1回 [2回]	継続して実施します。

③ 思春期保健対策の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
32	思春期における健康教育の実施	学校教育課 保健福祉課	・今後とも年齢に応じた健康教育を実施し、自分を大切にすることや健康習慣を身につけられるよう支援します。 ・性や性感染予防、妊娠に関する正しい知識の普及・啓発、喫煙や薬物に対する教育を実施します。	健康教室実施校 14校 [14校]	継続して推進します。

④ 小児救急医療体制の整備・充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
33	小児救急医療体制の整備・充実	保健福祉課 (保健センター)	・県北医療圏における小児救急医療の充実を図るため、那須赤十字病院等の小児救急拠点病院への助成を継続し、安心して受診できる医療体制の整備、広域化を推進します。 ・医師会等の協力のもと、一次医療、二次医療の体制を整備します。 ・家庭における健康管理の推進と、適正な受診方法について普及・啓発していきます。	小児救急拠点病院助成 1か所 [一]	継続して推進します。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次代の親の育成

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
34	乳幼児とのふれあい体験事業	保健福祉課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生が乳幼児とふれあう機会を作り、子どもを生き育てることの意義を学びます。 ・保育園、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げていきます。 ・中学2年生を対象に、マイチャレンジ、職場体験の中で幼稚園、保育園において乳幼児とのふれあう機会を広げていきます。 	乳幼児ふれあい体験事業 マイチャレンジ 参加中学校4校 生徒数35名 [継続]	継続して推進します。

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア 確かな学力の向上

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
35	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、学校及び地域の実態を踏まえて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実します。 ・学習指導主任研修会及び教職員の学習指導に関する研修会を開催し、指導法の研究、評価のあり方の指導を行っていきます。 	教職員の学習指導に関する研修会 10回 [10回]	継続して推進します。
36	ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の様々な分野の方に協力いただき、活力のある学校づくりを進めます。 ・特別非常勤講師を活用し、外部人材の授業参加を図ります。 	特別非常勤講師の活用 8件 [17件]	継続して推進します。

イ 豊かな心の育成

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
37	心の教育の推進	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のあらゆる教育活動を通じて行うものであり、児童生徒の発達の段階を考慮して、適切に推進していきます。 ・道徳の時間の充実に努め、豊かな心の育成、心の教育の推進に取り組んでいきます。 	心の教育実施 14回（校） [17回（校）]	継続して推進します。
38	那須町教育相談室	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭と連携して、いじめ、不登校に早期対応し、解決を目指します。 ・適応指導教室に通う児童・生徒や、その保護者へのカウンセリングを実施します。 	8名通室 来室相談 500件 [450件] 家庭訪問 60件 [50件] 学校訪問 100件 [400件]	継続して実施します。

ウ 信頼される学校づくり

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
39	学習指導主任研修会及び教職員の学習指導に関する研修会	学校教育課	・学習指導、児童・生徒指導等、指導ごとの主任研修を行うことにより、教職員の資質の向上や学校の組織力の向上を図ります。	学習指導研修会等 10回 [10回]	継続して推進します。
40	教育環境の整備	学校教育課	・子どもに安全で豊かな環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。 ・今後とも計画的な施設整備を推進していきます。	学校施設改修 3件 [継続]	継続して推進します。
41	幼・保・小連絡協議会の連携	学校教育課	・幼・保・小連携推進事業を実施していきます。 ・町内の幼稚園、保育園、小学校の教職員を対象に、公開保育や公開事業・講演会を行い、相互の理解や連携を深め、児童・生徒の健全育成を目指します。	幼・保・小 連携推進事業 3回 [3回] 那須町版接続期 カリキュラムの 作成	継続して推進します。

③ 家庭や地域の教育力の向上

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
42	子育て支援ボランティア養成講座	生涯学習課	・講座等を実施し、ボランティアの育成、質の向上を図ります。	子育てボランティア養成講座 0回 [5回]	継続して推進します。
43	ファーストブック	保健福祉課 生涯学習課	・赤ちゃんとゆっくりふれあうひとときを持つきっかけづくりとして、絵本を手渡し、絵本の大切さを伝えていきます。 ・今後も図書館において実施していきます。	0歳児と親の 読み聞かせ 6回 [8回]	継続して実施します。
44	よみきかせ	生涯学習課	・絵本の読みきかせを通し、本に親しむことの大切さを伝えていきます。 ・今後も図書館において実施していきます。	絵本の読み聞かせ 19回 [10回]	継続して実施します。
45	かたりべ	生涯学習課	・今後も図書館において実施していきます。	かたりべ 12回 [1回]	継続して実施します。

④ 幼児教育の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
46	幼稚園就園奨励事業の実施	学校教育課	・保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るため、就園費用の一部を補助します。	奨励費補助対象者 115人 [継続]	継続して実施します。 ※新制度へ移行しない幼稚園対象

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

① 安全な道路交通環境の整備

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
47	通学路等の整備	建設課	・子どもたちの安全確保の観点から、通学路の道路改良整備、維持補修整備を実施してきました。 ・今後さらに、未整備路線の整備を図っていきます。	通学路等の整備 4件 [継続]	継続して実施します。

② 安全・安心まちづくりの推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
48	いこいの広場の再整備	総務課	・遊具設置、ベンチ等を設置していきます。 ・子どもたちが、緑豊かな公園で安全に遊ぶことができるよう配慮し、再整備を行います。	いこいの広場 再整備 0件 [検討]	継続して実施します。
49	ポケットパークの維持管理	建設課	・ベンチ、植栽等を設置し、子どもたちや買い物、散歩する人が気軽に休憩できる場として、維持管理を行います。	維持管理 1か所 [1か所]	継続して実施します。
50	防犯灯設置費の補助	総務課	・今後とも地域の防犯灯設置事業の補助を行い、地域防犯のための環境整備を推進します。	防犯灯設置費補助 247件 [20件]	継続して実施します。
51	道路反射鏡の設置	総務課	・今後とも交通安全確保に要する反射鏡設置事業を実施していきます。	道路反射鏡設置 2件 [8件]	継続して実施します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
52	家庭の日推進大会等の実施	生涯学習課	・今後も講演等を通し、家庭の大切さをアピールし、明るい家庭づくり、青少年健全育成を推進します。	大会等実施 1回 [1回]	継続して実施します。

② 仕事と子育ての両立の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	点検・評価の結果
53	仕事と子育ての両立のための社会資源の整備	保健福祉課	・仕事と子育ての両立を支援するために、学童保育を今後とも維持継続していきます。	放課後児童 クラブ 8か所 [6か所]	地域子ども子育て支援事業（放課後児童健全育成事業）へ移行し、更に推進します。
54	男女共同参画セミナーの実施	生涯学習課	・今後とも講演会等を通し、共同参画の意識醸成を継続実施します。	セミナー実施 1回 [3回]	継続して実施します。

(6) 子ども等の安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
55	小学校、子ども会育成会においての交通安全教育の実施	総務課	・今後も交通安全対策用映画フィルムや器具等の貸出しを実施していきます。	映画・器具等貸出し 2件 [4件]	継続して実施します。
56	交通安全セレモニーの実施	総務課	・今後も交通安全の意識を高めるため、運動会での交通安全セレモニーを実施していきます。	セレモニー 12件 [17件]	継続して実施します。
57	交通安全啓発ポスターの募集	総務課	・今後も啓発ポスター制作による意識改革推進として、小・中学校からの啓発ポスターを募集していきます。	ポスター応募 351件 [継続]	継続して実施します。

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
58	自主防犯活動の推進	学校教育課	・今後も地域住民がボランティアで自主的に防犯活動を行い、ニーズに合わせパトロール員を増やします。	防犯パトロール員 60人 [580人]	継続して推進します。
59	防犯に関する啓発活動	総務課	・今後も防犯意識高揚を推進するため、啓発チラシの配布を行います。	防犯チラシ等配布 1回 [1回]	継続して実施します。
60	防犯ホイッスル、シール等の配布	学校教育課	・今後も小学生全員に、常時護身用防犯ホイッスル等の配布を実施していきます。	防犯ホイッスル等配布 155個 [小学生全員]	継続して実施します。

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
61	相談体制の充実	学校教育課	・相談体制の充実を図り、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため子どもに対するカウンセリングを実施していきます。	中学校（4校） 相談員2名 [－] 小学校（6校） 相談員2名 [－] 教育相談 2,000件 [－] 生徒対象 1,000件 [－]	継続して実施します。

(7) 要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進

① 障害児施策の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
62	乳幼児発達相談の実施	保健福祉課 (保健センター)	・乳幼児健診や面接・相談においてフォローアップされた子どもや相談希望者に対し、専門職員による相談を今後とも実施します。	心理発達相談 6回 [6回] 言語発達相談 6回 [6回] 運動発達相談 6回 [6回]	継続して実施します。
63	のびのび発達相談の実施	保健福祉課 (保健センター)	・5歳児（幼稚園、保育園）を対象に、発見しにくい高機能自閉症等の発達障害児を早い時期に発見し、子どもの特性にあった発達支援や保護者の相談を受け、継続支援が必要な児童を専門機関へ紹介し、就学に向けた適切な支援を行っていきます。	5歳児発達相談 年長児フォローアップ 21回 [30回]	継続して実施します。
64	放課後児童クラブ障害児受入れ	保健福祉課	・障がい児の受入れを実施していきます。 ・障がい児を複数受入れているクラブには、障がい児対応指導員の配置を推進します。	障がい児受入れ 3人 [継続]	継続して推進します。

② 児童虐待防止対策の取り組み

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
65	児童虐待防止対策	保健福祉課	・要保護児童対策地域協議会により、相談や支援のため関係機関との連携を図ります。 ・児童虐待等の早期発見、虐待防止に努めます。 ・保育園児童及び保護者等に対して、児童虐待防止対策の啓発推進に努めます。	虐待取扱い 57件 [継続] 研修受講者 20人 [300人]	地域子ども子育て支援事業（養育支援訪問事業）へ移行し、継続して推進します。

③ ひとり親家庭等への自立支援の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H26実績 [H26目標]	今後の方針
66	ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）等への支援	住民生活課	・ひとり親家庭医療費の助成制度の理解を深めるため、広報や相談を行います。 ・児童扶養手当制度の広報・周知や相談を行います。 ・母子寡婦福祉資金貸付制度や就労支援の情報の提供や制度の周知を行います。	医療費助成 1,960件 [継続]	継続して実施します。

第8章 次世代育成支援対策の推進

1 次世代育成支援対策の基本理念

次世代育成支援対策は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行います。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇用環境の整備などへ取り組みます。

また、実施にあたっては、教育・保育の提供体制の充実や地域子ども・子育て支援事業と併せて行うことにより、より手厚い次世代育成支援対策を展開します。

■施策体系（基本目標）

目標1	地域における子育ての支援
目標2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進
目標3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
目標4	子育てを支援する生活環境の整備
目標5	職業生活と家庭生活との両立の推進等
目標6	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
目標7	子どもの安全の確保
目標8	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

2 次世代育成支援対策の推進

国の指針に沿って、子ども・子育て支援と次世代育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業の達成目標等を体系的に定め、計画的に推進していきます。

計画期間における施策（事業）は以下のとおりです。

(1) 地域における子育ての支援

【基本方針】

- 地域子ども・子育て支援事業を基本に、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。また、実施にあたっては、親が障害を持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮をしていきます。
- 教育・保育の質と量の充実とともに、多様なニーズに応じた保育サービスの提供体制を整備していきます。
- きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るため、子育て支援のネットワークづくりを促進し、各種子育て支援サービス等の周知を行っていきます。
- 放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、子どもが自由に遊べ、学習や様々な体験活動等や、地域住民等との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。また、地域における青少年の活動拠点として、自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会を提供していきます。
- 地域のニーズに応じた子育て支援を充実させるため、高齢者や育児経験が豊かな主婦その他の地域人材を養成し、効果的に活用していきます。

① 地域における子育て支援サービスの充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
1	家庭訪問支援事業	こども未来課	・子育て支援を要する家庭に対し、相談支援を行います。	家庭訪問 700 件 電話相談 600 件 面接相談 400 件

② 保育サービスの充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
2	保育サービスの提供体制整備	こども未来課	・利用実態や意向を十分に踏まえた上で、町保育園運営適正化等計画に沿った公立保育所の統廃合を推進します。 ・職員配置の充実等を図り、保育サービスの提供体制を整備します。	提供体制整備 公立保育所 5 か所

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
3	民間活力等を活用した保育サービスの充実	こども未来課	・民間活力を活用して保育サービスの多様化を図ります。 ・町保育園運営適正化等計画に沿った民間活力の導入による保育サービスの充実を図ります。	民間保育施設 3か所
4	障がい児保育の実施	こども未来課	・障がい児の受け入れ態勢を整え、集団保育が可能な障がい児をすべての保育施設で受け入れます。	障がい児 受入施設 6か所
5	乳児保育の実施	こども未来課	・産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため0歳児（6か月児）からの保育を実施します。	乳児受入施設 6か所
6	休日保育の実施	こども未来課	・日曜や祝日に仕事などで保育を必要とする観光業の盛んな地域等のニーズに対応できる体制づくりを推進します。	休日保育 実施施設 1か所
7	世代間交流の推進	こども未来課	・地域の高齢者の協力を得て、世代間交流を進めながら、豊かな子育て支援を推進します。	世代間交流 実施施設 6か所

③ 子育て支援のネットワークづくり

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
8	子育て支援ボランティアによる託児支援	生涯学習課	・子育て支援ボランティア（みつばち）による託児支援を行います。	子育て支援 ボランティア 10人
9	子育てガイドブックの作成	こども未来課	・子育てに関するガイドブックを作成します。	H31 作成

④ 子どもの健全育成

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
10	全天候型子どもの遊び場づくり	こども未来課	・公共施設の空スペースや空き店舗等を活用して、子育て家庭が気軽に利用でき、子どもが自由に遊び、交流できる全天候型の遊び場づくりを推進します。	全天候型遊び場 2か所
11	児童健全育成の取り組み	生涯学習課	・青少年健全育成のための子どもフェスティバル、キャンプ、ジュニアリーダーズクラブ等の取り組みを推進します。 ・子ども会育成会の組織の見直しと活性化を推進します。	フェスティバル 1回 ジュニアリーダーズ 40人
12	学習支援事業	生涯学習課 学校教育課 こども未来課	学校の授業以外（土日や放課後等）において、地域の方々の参画・支援を得て、子どもたちの学習支援を行います。学校の空き教室、公民館等を活用し、放課後児童クラブとの連携を取りながら進めていきます。	学習支援実施 小学校 7か所

⑤ 地域における人材養成

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
13	家庭教育オピニオンリーダーの育成	生涯学習課	・家庭教育について、自主的な学習の促進、情報や学習機会の提供、相談活動等を積極的に行い、地域に根差した家庭教育支援ができるボランティアを育成します。	家庭教育オピニオンリーダー 20人

⑥ その他

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
14	幼稚園の地域開放	こども未来課	・幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児を含めた親子登園等を推進します。 ・遊びを通して異年齢児との交流を図ります。	地域開放実施 幼稚園2か所

（２）母性並びに乳児及び幼児等の健康の保持及び増進

【基本方針】

- 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、地域における母子保健施策等の充実を図ります。
- 妊娠期、出産期、新生児期、及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査等の充実とともに、妊産婦や子どもの医療費助成等を行います。
- 思春期における保健対策の重要性を認識し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図り、喫煙や薬物等に関する教育を行うとともに、思春期の子どもの身体的・心理的状況を理解し、子どもの行動を受け止める地域づくりを推進します。
- 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供等を推進します。
- 近隣市町及び関係機関と連携し、県北医療圏における小児救急医療体制の充実・確保に取り組みます。

① 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
15	乳幼児健診の実施	保健福祉課 (保健センター)	・母子の心身の健康を確保するため、健診を実施します。 ・病気や異常の早期発見、早期対応のみならず、育児対策として、育児不安の解消、育児の交流の場として充実させ、支援していきます。	4か月児 ～3歳児健診 38回
16	母子健康手帳等の交付	保健福祉課 (保健センター)	・妊娠期からの母子（父子）の健康管理に役立てるように母子（父子）健康手帳を交付します。	母子健康手帳等 交付 150件
17	不妊治療費助成の実施	保健福祉課 (保健センター)	・不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療に要する経費の一部を助成し、少子化対策の推進を図ります。	不妊治療助成 15件

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
18	歯科保健教室の実施	保健福祉課 (保健センター)	・生涯健康な口腔衛生が保たれるために、妊娠期から乳幼児期・小中学校まで、切れ目のない歯科保健対策を実施します。	歯科保健教室 15回
19	こども医療費助成の実施	こども未来課	・18歳を迎えて最初の3月31日までのこども医療費を無料化することにより、疾病の早期発見と治療を促進します。	こども医療費 助成 30,000件
20	妊産婦医療費助成の実施	こども未来課	妊産婦への医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、母子保健の向上を図ります。	妊産婦医療費 助成 1,000件

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
21	思春期保健教室の実施	保健福祉課 (保健センター)	・大切な時期である思春期の子どもたちが、「生」と「性」に対する正しい知識を身につけ、自分を大切に、相手を大切にできる力を持ち、心身ともにより健やかに成長できるように支援するとともに、豊かな父性・母性を育むことを目的として、各中学校において、思春期保健教室を実施します。	思春期保健教室 2回（校）
22	思春期における健康教育の実施	学校教育課	・今後とも年齢に応じた健康教育を実施し、自分を大切にすることや健康習慣を身につけられるよう支援します。 ・性や性感染予防、妊娠に関する正しい知識の普及・啓発、喫煙や薬物に対する教育を実施します。	健康教室実施校 9校

③ 「食育」の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
23	健診等における食育の推進事業	保健福祉課 (保健センター)	・各種健診において、発達段階に応じた食に関する指導・相談を実施します。	健診における 食育推進 20回
24	保育園食育出前講座	保健福祉課 (保健センター)	・幼児期からの食習慣を身につけるよう支援するため、各保育園を対象に食育に関する出前講座を実施します。	食育出前講座 6回
25	親と子の栄養教室	保健福祉課 (保健センター)	・食の体験を通して、興味や関心をもってもらい自分で食を選ぶ力を身に付けるように支援するため、親子を対象とした栄養教室を実施します。	栄養教室 1回

④ 小児医療の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
26	小児救急医療体制の整備・充実	保健福祉課 (保健センター)	・県北医療圏における小児救急医療の充実を図るため、那須赤十字病院等の小児救急拠点病院への助成を継続し、安心して受診できる医療体制の整備、広域化を推進します。 ・医師会等の協力のもと、一次医療、二次医療の体制を整備します。 ・家庭における健康管理の推進と、適正な受診方法について普及・啓発していきます。	小児救急 拠点病院助成 1か所

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【基本方針】

- 子どもを生み育てることの意義に関する教育、広報・啓発とともに、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。
- 教育内容・方法の一層の充実を図るとともに、いじめ、不登校等に対応する専門家による相談体制の強化、学校、家庭、地域等のネットワークづくりを推進します。
- 保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図るとともに、教員の指導力の向上、適切な学校施設の整備を推進します。また、小学校、幼稚園及び保育所の連携を深め、児童の円滑な接続を図ります。
- 地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、豊かな人間性と生きる力を社会全体で育てていくため、地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境への対策を推進します。

① 次代の親の育成

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
27	乳幼児とのふれあ体験事業	学校教育課 こども未来課	・中学生、高校生が乳幼児とふれあう機会を作り、子どもを生み育てることの意義を学びます。 ・保育園、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げていきます。	職業体験の実施 中学校 2校

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア 確かな学力の向上

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
28	子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	学校教育課	・子ども、学校及び地域の実態を踏まえて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるために、師範授業を実施します。	師範授業の実施 小学校 7校 中学校 2校
29	ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化	学校教育課	・学校以外の様々な分野の方に協力いただき、人間関係プログラムの師範授業や土曜授業を行い、活力のある学校づくりを進めます。 ・特別非常勤講師を活用し、外部人材の授業参加を図ります。	特別非常勤講師等活用 小学校 7校 中学校 2校

イ 豊かな心の育成

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
30	那須町教育相談室	学校教育課	・学校、家庭と連携して、いじめ、不登校に早期対応し、解決を目指します。 ・適応指導教室に通う児童・生徒や、その保護者へのカウンセリングを実施します。	来室相談 500件 家庭訪問 60件 学校訪問 100件

ウ 信頼される学校づくり

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
31	学習指導主任研修会及び教職員の学習指導に関する研修会	学校教育課	・学習指導、児童・生徒指導等、指導ごとの研修を行うことにより、教職員の資質の向上や学校の組織力の向上を図ります。	学習指導研修会 4回 外国語活動研修 3回 教務主任研修会 3回
32	那須町版コミュニティ・スクールの推進	学校教育課	・学校、地域コーディネーター、地域住民が一体となり、地域と連携協力の幅を広げ、よりきめ細やかな教育活動を行えるよう、那須町版コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進していきます。	コミュニティ・スクールの活用 小学校 7校 中学校 2校
33	教育環境の整備	学校教育課	・子どもに安全で豊かな環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。 ・今後とも計画的な施設整備を推進していきます。	学校施設改修 4件
34	幼・保・小連絡協議会の連携	学校教育課	・幼・保・小連携推進事業を実施していきます。 ・町内の幼稚園、保育園、小学校の教職員を対象に、公開保育や公開事業・講演会を行い、相互の理解や連携を深め、那須町版接続期カリキュラムを活用し、児童・生徒の健全育成を目指します。	幼・保・小 連携推進事業 3回

エ 幼児教育の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
35	幼稚園就園奨励事業の実施	こども未来課	・保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るため、就園費用の一部を補助します。 ・新制度へ移行していない幼稚園に通う子どもについても、引き続き支援していきます。	奨励費補助 10人

③ 家庭や地域の教育力の向上

ア 豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
36	親学習プログラムの実施	生涯学習課	・多様化する保護者の悩みや不安に対応するため、親の悩みを支援する参加型学習プログラムである「親学習プログラム」を就学時健康診断時や小中学校の保護者会、幼稚園及び保育園等において実施します。	親学習プログラム 20回

イ 地域の教育力の向上

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
37	ブックスタート	生涯学習課 保健福祉課 (保健センター)	・赤ちゃんとゆっくりふれあうひとときを持つきっかけづくりとして、絵本を手渡し、絵本の大切さを伝えていきます。	0歳児と親の 読みきかせ 6回
38	読みきかせ	生涯学習課	・絵本の読みきかせを通し、本に親しむことの大切さを伝えていきます。	読みきかせ 20回

④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
39	有害図書等立入調査	生涯学習課	・町青少年育成協議会と連携し、コンビニエンスストア等に有害図書の設置状況の立入調査を行います。	立入調査 2回

（４）子育てを支援する生活環境の整備

【基本方針】

- 子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、公営住宅等への入居に対する優遇措置等を実施するとともに、良好な居住環境の確保を図ります。
- 事故の危険性の高い通学路や、生活道路等における歩道の整備等により、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。
- 道路、公園等の公共施設等の設備、配置等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計を行い、安全・安心なまちづくりを推進します。

① 良質な住宅の確保

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
40	子育て世帯に配慮した住まいづくりの支援	ふるさと定住課	・定住促進住宅の子育て世帯減免措置により、入居の促進を継続して行います。 ・子育て世帯の生活に適した住宅の取得、改修の支援を行います。	定住促進住宅入居率 100%

② 良好な居住環境の確保

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
41	宅地造成事業	ふるさと定住課	・上下水道完備で良質・良好な宅地を造成し、分譲します。 ・子育て世帯への支援策として、宅地販売価格から、中学生までの子ども 1 人あたり 100 万円を減額します。（上限あり）	宅地販売 2 区画（計 10 区画）
42	町営住宅・定住促進住宅の適切な維持管理	ふるさと定住課	・入居者が安心して生活できるよう不良個所の修繕を行います。	不良個所修繕 80 戸

③ 安全な道路交通環境の整備

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
43	通学路等の整備	建設課	・子どもたちの安全確保の観点から、通学路の道路改良整備、維持補修整備を行います。	通学路等の整備 20 件

④ 安全・安心まちづくりの推進等

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
44	防犯灯設置費の補助	総務課	・地域の防犯灯設置事業の補助を行い、地域防犯のための環境整備を推進します。	防犯灯設置費補助 250 件 （計 1250 件）
45	道路反射鏡の設置	総務課	・交通安全確保に要する反射鏡設置事業を実施していきます。	反射鏡設置 2基（計 10 基）
46	いこいの広場の再整備	総務課	・遊具設置、ベンチ等を設置していきます。 ・子どもたちが、緑豊かな公園で安全に遊ぶことができるよう配慮し、再整備を行います。	H27 再整備
47	幸町ロードオアシスの維持管理	建設課	・ベンチ、植栽等を設置し、子どもたちや買い物、散歩する人が気軽に休憩できる場として、維持管理を行います。	維持管理 1 か所

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進等

【基本方針】

- 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発活動を推進します。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
48	事業者、労働者への意識啓発	観光商工課	仕事と生活の両立を支援するため、ポスターの掲示や広報紙、ホームページ等で事業者や労働者へ労働情報の提供を行います。	広報等 月 1 回（随時）

（６）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

【基本方針】

- 結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みを構築し、未婚男女の出会いの場の創出等、及び妊娠・出産等に関する情報提供等、ライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援の施策展開に努めます。

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
49	支援教育推進事業	こども未来課	・健診時における全ての子どもに対して「支援シート」を作成。その後の引き継ぎ、保護者との協働を実施します。 ・「支援シート」をもとに成長の過程をたどるライフステージに沿った所属機関における支援と、教育、保健、医療、福祉、労働等の諸機関の連携による支援を推進します。	健診対象の 子ども 150 人

(7) 子どもの安全の確保

【基本方針】

- 子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係民間団体等と連携し、交通安全教育及び自転車の安全利用を推進します。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、自主防犯活動を促進するとともに、学校関係者や防犯ボランティア等と連携した通学時の防犯対策、防犯に関する啓発活動等を推進します。
- いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、相談体制の強化を図ります。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

ア 交通安全教育の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 年度目標
50	小学校、子ども会育成会においての交通安全教育の実施	総務課	・交通安全対策用映画フィルムや器具等の貸出しを実施していきます。	器具等貸出 1回（計5回）
51	交通安全セシモニーの実施	総務課	・交通安全の意識を高めるため、運動会での交通安全セシモニーを実施していきます。	交通安全セシモニー実施 15回（計75回）
52	交通安全啓発ポスターの募集	総務課	・啓発ポスター制作による意識改革推進として、小・中学校からの啓発ポスターを募集していきます。	応募数 360件（計1,800件）

イ 自転車の安全利用の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
53	交通安全子供自転車大会の出場者募集	総務課	・自転車の安全利用を推進するため、小学生を対象に交通安全子供自転車大会の出場者を募集します。	出場者 24人

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

ア 住民の自主防犯行動を促進するための犯罪等に関する情報の提供の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
54	地域安全メール等の活用等	総務課	・那須地区防犯協会に加入し、情報の共有化を図るとともに、住民の自主防犯行動を促進するために地域安全メール等の活用を推進します。	地域安全メール登録者数 1,000人

イ 学校付近等における学校関係者や防犯ボランティア等と連携したパトロール活動等の推進及びスクールサポーターの活用の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
55	通学時防犯対策	学校教育課	・小学生全員を対象に、常時護身用防犯ホイッスル等の配布を実施します。 ・通学時におけるスクールガードリーダー及び通学防犯パトロール員の確保を推進します。	防犯ホイッスル等配布 150 個 通学防犯パトロール員等 60 名

ウ 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
56	防犯に関する啓発活動	総務課	・防犯意識高揚を推進するため、啓発チラシの配布を行います。	啓発チラシ配布 1回（計5回）
57	消費生活に関する啓発活動	観光商工課	・小中学生を対象に消費生活に関する被害防止教育の推進のため、啓発パンフレット等の配布を実施します。	パンフレット等配布 1回

③ 被害に遭った子どもの保護の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
58	相談体制の充実	学校教育課	・相談体制の充実を図り、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため子どもに対するカウンセリングを実施していきます。	相談員配置 中学校(2校)2名 小学校(7校)2名

(8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

【基本方針】

- 地域の関係機関の連携、情報の収集・共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取り組み及び機能を強化し、児童虐待防止対策の充実を図ります。
- 母子家庭等に対する総合的な支援を適切に実施するとともに、相談体制の充実や、情報提供等を図ります。また、支援が必要な家庭に対し、家事支援を実施します。
- 乳幼児期を含め早期からの発達相談を実施し、発達障害の早期発見、発達支援等を行うことにより、就学に向けて適切な支援を行います。また、放課後児童クラブ等において、障がい児等の受入れを推進します。

① 児童虐待防止対策の充実

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
59	要保護児童対策地域協議会の機能強化	こども未来課	・代表者会議・実務者会議・ケース進行管理部会を定期的に実施し、関係機関との連携強化を図ります。	代表者会議 1回 実務者会議 1回 ケース進行管理部会 6回
60	児童虐待防止研修会	こども未来課	・児童虐待防止に関する研修会を開催し、教育・保育現場及び一般住民に対し、児童虐待に対する知識を広めます。	研修会実施 2回

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
61	子育て支援ヘルパー派遣事業	こども未来課	・妊産婦の方や、ひとり親家庭で体調不良等により家事等が困難な場合など、支援が必要な家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事支援を行います。	ヘルパー派遣 延べ 100件

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
62	ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)等への支援	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭医療費の助成制度の理解を深めるため、広報や相談を行います。 ・児童扶養手当制度の広報・周知や相談を行います。 ・母子寡婦福祉資金貸付制度や就労支援の情報の提供や制度の周知を行います。 	ひとり親医療費助成 1,800 件

③ 障がい児施策の充実等

事業番号	施策（事業）	担当課	目標・方向性	H31 達成目標
63	乳幼児発達相談の実施	保健福祉課(保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診や面接・相談においてフォローアップされた子どもや相談希望者に対し、専門職員による相談を実施します。 	心理発達相談 6回 言語発達相談 6回 運動発達相談 6回
64	のびのび発達相談の実施	保健福祉課(保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児（幼稚園、保育園）を対象に、発見しにくい高機能自閉症等の発達障害児を早い時期に発見し、子どもの特性にあった発達支援や保護者の相談を受け、継続支援が必要な児童を専門機関へ紹介し、就学に向けた適切な支援を行っていきます。 	5歳児発達相談 年長児 フォローアップ 21回
65	教育・保育機関と連携した相談支援	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・発達に支援を要する児童に対し、教育・保育機関と連携して相談支援を行います。 	相談支援 30 件
66	放課後児童クラブの障がい児受入れ	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの障がい児受入れを推進します。 ・障がい児に対応する指導員の配置等、受入れ態勢を整備します。 	障がい児受入れ 9か所（/9か所）



3 「放課後子ども総合プラン」の推進

国は、保護者の就労等で「小1の壁」と言われている就学後の放課後等における子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子供教室についても、空き教室等や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労等の有無にかかわらず、すべての子どもの安全・安心な居場所づくりを図っていきます。

就学後の放課後等における子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、又は、連携して実施していくために、福祉部局と教育委員会が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。

4 一般事業主行動計画特例認定制度

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者の数が100人以下の一般事業主（国及び地方公共団体以外）には努力義務、101人を超える事業主には、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定・届出することを義務づけています。

一般事業主行動計画を策定した企業のうち一定の要件を満たすと、「くるみん認定」（厚生労働大臣の認定）を受けることができ、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、次世代認定マーク「くるみん」を自社商品や広告などに使用することができます。

平成27年4月1日からは、中小企業事業主が「くるみん認定」を取得しやすくなり、新たに「プラチナくるみん（特例）認定」が創設されます。町でも、広報等での周知を図って、応援していきます。



くるみん認定の基準には
・策定した行動計画を実施し、
目標を達成すること。
・育児休業を取得した男性労働者がいる。
・女性労働者の育児休業取得率が70%以上
などがあるよ！

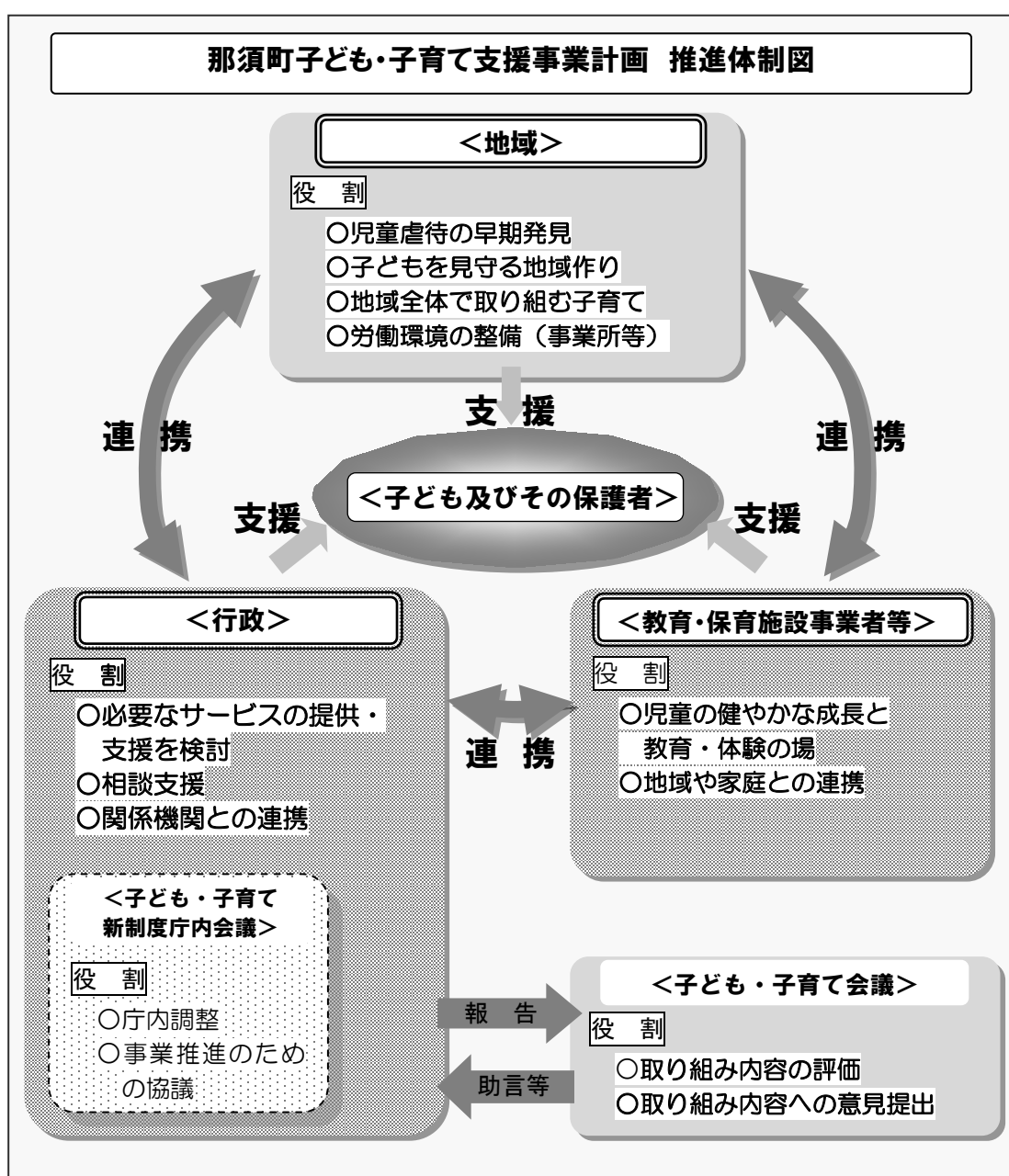


第9章 計画の推進体制

1 地域及び関係機関等との連携

那須町では、子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進するため、地域及び教育・保育施設事業者等や関係機関等と連携し、子ども・子育て支援に取り組みます。

また、計画の推進にあたっては、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅などの各分野における関係部局と連携し、部局横断的に取り組む総合的な推進体制を整えます。



2 責務と役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

＜市町村等の責務について・子ども・子育て支援法第3条等＞

(1) 国の責務と役割

国は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

(2) 都道府県の責務と役割

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき、国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

(3) 市町村（那須町）の責務と役割

市町村（那須町）は、子ども・子育て支援法に基づき「市町村（那須町）子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に実施することとし、その際には、子ども及びその保護者が確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう援助するとともに、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を整えます。

(4) 事業主の責務と役割

事業主は、多様な労働条件を整備することや、労働者の仕事と家庭生活との両立が図られるようにするために、必要な雇用環境の整備を行うことにより、子育て支援に努めるとともに、国や地方公共団体が行う子ども・子育て支援に協力することとされています。

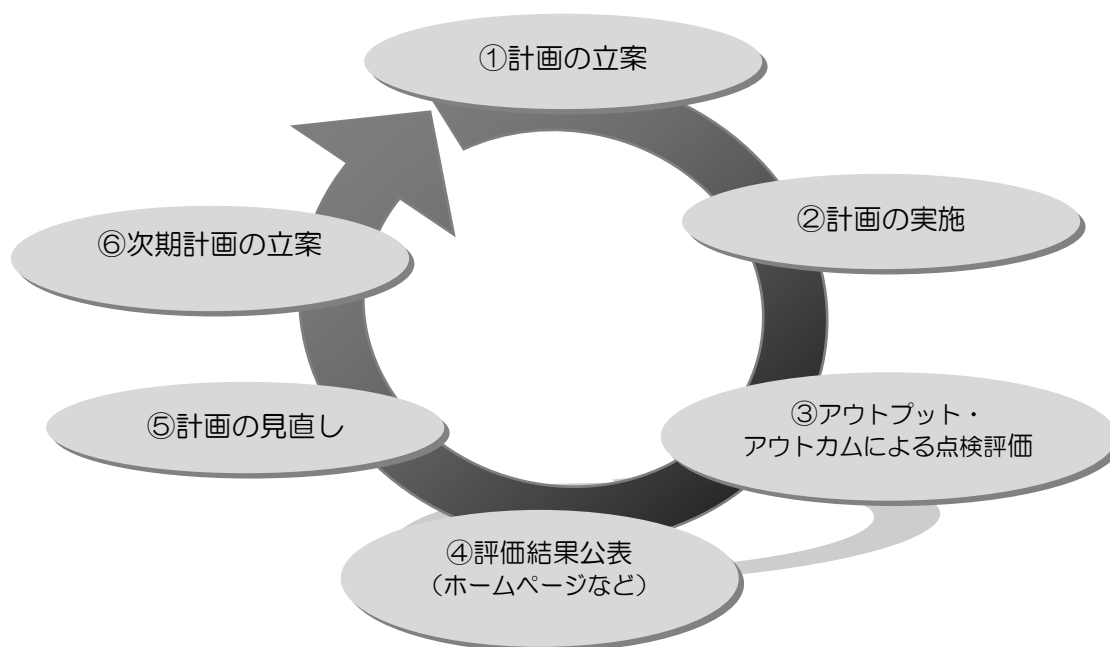
(5) 国民（町民）の責務と役割

国民（町民）は、子ども・子育て支援に関心を持ち、その重要性を理解するとともに、国や地方公共団体が行う子ども・子育て支援に協力することとされています。

3 計画の達成状況の点検・評価

計画に基づく施策（事業）を総合的かつ計画的に推進し、実効性を確保するため、個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について庁内で点検・評価し、ホームページなどで広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、那須町子ども・子育て会議で協議しながら、施策（事業）の改善や見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



資料編

- ① 那須町子ども・子育て会議委員名簿
- ② 計画策定の経緯
- ③ 那須町子ども・子育て会議委員のご意見

資料1

那須町子ども・子育て会議委員名簿

番号	団体名	氏名	備考
1	那須町保育園保護者連合会	児玉 雅典	
2	那須みふじ幼稚園父母会	高根澤 裕生	
3	那須町PTA連絡協議会	品田 勝彦	
		高藤 建	H25
4	那須町医師会	田崎 敬事	
5	那須町立小中学校校長会	高久 光枝	
6	保育園長保育会（OB）	高橋 喜子	
7	那須町障害児者親の会	宮下 順夫	
8	那須町民生委員児童委員協議会	相馬 朋子	
9	子育て支援ボランティア「みつばち」	立石 豊子	
10	那須幼稚園	秋間 修	会長
11	那須みふじ幼稚園	高橋 明男	副会長
12	認可外保育園元気っ子ハウス	大島 初美	
13	田代ひまわりクラブ	檜山 悦子	
14	黒田原第1保育園	葉袋 節子	
15	保健センター	鈴木 元子	
		黒木 直美	H25

※敬称省略

資料2

計画策定の経緯

月 日	主な検討事項等
平成 25 年 11～12 月	・ 就学前児童保護者のアンケート調査実施
平成 26 年 3 月 19 日	○第 1 回那須町子ども・子育て会議開催 【議事】 （1） 那須町の概要について （2） 子ども・子育て支援新制度概要について （3） アンケート調査結果について
平成 26 年 6 月 23 日	○第 2 回那須町子ども・子育て会議開催 【議事】 （1） 子ども・子育て支援新制度及び事業計画について （2） 就学前教育・保育の確保の方策及び 1 号～3 号認定の見込みについて （3） 提供区域の設定について （4） 地域子ども・子育て支援事業及び平成 22 年度那須町次世代育成支援行動計画の進捗状況について （5） 子ども・子育て支援事業計画構成（案）のイメージ （6） その他
平成 26 年 9 月 29 日	○第 3 回那須町子ども・子育て会議開催 【議事】 （1） 子ども・子育て支援法に基づく条例制定の報告 （2） 就学前教育・保育の見込み及び提供体制の確保について （3） 子ども・子育て支援事業計画（案）について （4） 子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントについて （5） 利用者負担額国基準額についての報告 （6） その他
平成 26 年 12 月 19 日	○第 4 回那須町子ども・子育て会議開催 【議事】 （1） 就学前教育・保育の見込み及び提供体制の確保について （2） 那須町第 1 期子ども・子育て支援事業計画（案）について （3） 利用者負担額（案）について （4） その他
平成 27 年 2 月 12 日	○第 5 回那須町子ども・子育て会議開催 【議事】 （1） 利用定員の設定について （2） 那須町第 1 期子ども・子育て支援事業計画（案）について （3） 利用者負担額（案）について （4） その他

資料3

「那須町子ども・子育て会議」の委員の方々からのご意見を資料として掲載しています。

○委員の方々から目的について以下のような意見が出されました。

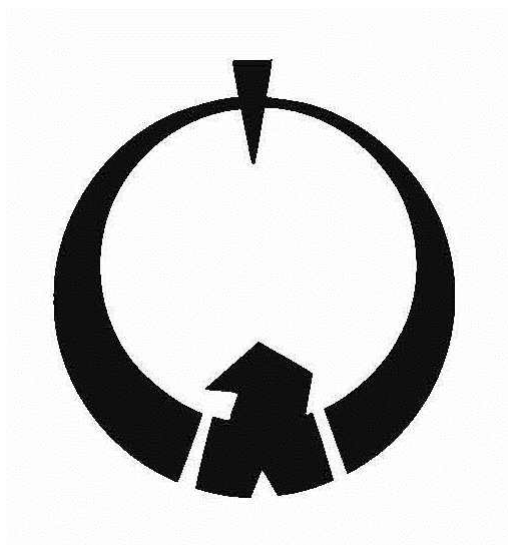
- 子どもたちをめぐる日本の状況は、少子化と言われて久しいにも関わらず、大人社会の格差からくる貧困層の増大、大人を起因とした不幸な事件の続出など、以前にも増して子ども自身の努力だけでは幸福になれない現実があります。こういう中、我が那須町では、家庭、幼保、行政、地域がすべて連携して、一人ひとりの子どもの状況をしっかりつかみ、経済的に恵まれている家庭の子どもも、そうでない子どもも、障がいを持つ子ども、健常の子ども、どの子どもみんな幸せに育つことができるよう大人が英知を結集して、子ども・子育て支援にあたっていきたいと思います。すべての子どもを、という大人の強い決意を示す必要があります。
- 「那須町の子育て支援とは」と問うた時に、様々に優遇された生活支援があることは知っていますが、那須町に若い人が住まない、戻ってこない、子育て環境がうまく回っていないと思います。「じゃ、どうすれば良いか」と、個人的に思った時、住まないなら遊びにおいでと思うのです。那須町には悪天候時に親子が遊べる室内遊び場がないのです。支援センターでは小規模すぎるし、就学前の子がやっとという状態だと思います。大田原にある「トコトコ」のように遊べる場所があれば、学童・就学前親子たちが過ごせて、人が集まると思います。幸い、統廃合のこの時、沢山利用できるものや場所があると思います。親子がのんびり過ごせる場所・環境があってもいいと思います。
- 子どもは、周囲の大人たちの後ろ姿を見て育ちます。子育ては、親だけでの問題ではなく、同じ地域に生きるすべての大人たちの共通の課題だという自覚をもって、地域の子どもたちの保育と学びを支えていきたいと思います。

○委員の方々から理念とする以下のようなキャッチフレーズ案の提案がありました。

- 子どもたち一人一人の個性が尊重される町
- 安心してみんなが集う、ほっこり家族が創る町（街）
- みんなで応援（見守る）子育て家族、未来の安心創る町
- ニコニコみんなで子育て応援、あったか家族が暮らす町（街）
- みんなで見守る子育て支援、笑顔の家族が暮らす町（街）
- 笑顔で子育てする町は、未来社会の宝物

○18歳までのすべての子どもの状況を把握します。厚木市の事件を教訓に学び、養育、在籍状況を家庭児童相談員、民生委員、学校等施設、地域等すべての連携でつかみ、必要なら素早く手を入れます。申請待ちのお役所主義では救えません。子ども人口が少なくなっている那須町ならではの取り組みが可能です。

- 子どもこそ財産という認識に立ち、社会的投資を惜しみません。保育・幼稚園等へ、資質、経験を積んだ職員の配置を増やすため、独自の財政措置を講じます。きめ細かにニーズに対応した体制づくりを行い、大都市周辺でおきたベビーシッターによる事件等、那須町ではあり得ないようにしたいと思います。
- 障がい者も町の一員として、一緒に気持ち良く生きて行けるように。安易に小さい時から分けて育てないで、必要なサポートを取りつつ、できるだけ一緒に過ごせるようにしたいと思います。そのことで、健常の子たちの中にも、いろいろな人がいることや、違いがあって良いこと等を学んでいけるはずです。
- 過度な競争主義の排除。一番大事なことは勝つことだけでないことを学校はじめ教育関係者の隅々まで徹底させます。一人一人の良さを認めあえる那須の教育を作り上げていきたいと思えます。
- 様々な事業が有効に実現されるためには、学校教育課、生涯学習課、保健福祉課の横の連携を図っていただけるとありがたいと思えます。幼保小の連携した支援や、情報提供等、今進めているものは、新制度になっても是非充実できる形になってほしいと願っています。単発的な事業を増やすより、継続的な要支援保護者への支援事業を望みます。
- 学童保育指導員として、子ども達と一緒に遊んだり生活する中で、子ども達の無限の可能性を感じます。生き物に興味がある子、抜群の運動神経を発揮する子、計算が得意な子、歴史上の人物を詳しく知っている子、いつも笑顔でまわりを和ませてくれる子等、たくさんの個性の豊かさを感じさせてくれます。この個性がさらに大きく伸びるよう行政をはじめ、地域の人々の取り組み、支援が重要になると思われます。
- 大人の後ろ姿は、一人一人の生き方であり、理念や信念に裏打ちされたものと考えます。明治以来の幼稚園にも保育園にもそれぞれの理念と理想がありました。今、待機児童対策をはじめ、社会的経済的な理由からその二つの流れの統合を図るにあたっては、本当に一人一人が自分の仕事の原点を振り返り、自分の考えをもち、信念をもって新しい一歩を踏み出す必要があると思えます。もし、上からの指示や社会情勢に流されてしまい、一人一人の信念を伴わない「改革」になれば、これからの困難な時代を生きていく子どもたちを内面から支えることはできないと思えます。この子ども・子育て新制度は、子育てに係る一人一人の大人にとっての大きな問かけであると考えています。それだけに、那須町の方がこのように個々の人間の意見を汲んでくださることに感謝いたします。本当に那須町の子どもたちを支える新しい体制が、この子育て会議から生まれることを願っています。



那須町第1期
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 那須町

編集 那須町保健福祉課

住所 〒329-3292 那須町大字寺子丙3-13

TEL 0287-72-6959 FAX 0287-72-0904

ホームページ <http://www.town.nasu.lg.jp>